

職員の給与等に関する報告及び勧告について

堺市人事委員会では、市長及び議長に対し、以下のとおり「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

1 日時及び場所

(1) 市長への手交

日時：令和 8 年 10 月 2 日（金）午前 10 時

場所：堺市役所 本館 4 階 秘書課応接室（堺市堺区南瓦町 3-1）

(2) 議長への手交

日時：令和 8 年 10 月 2 日（金）午前 10 時 30 分

場所：堺市役所 本館 10 階 議会応接室（堺市堺区南瓦町 3-1）

2 本年の報告及び勧告

別添【令和 8 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要】等を参照

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：人事委員会事務局
電 話：072-228-7449
ファックス：072-228-7141

令和 8 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

I 職員の給与に関する報告及び勧告

「本年の報告・勧告のポイント」

月例給、特別給ともに引上げ

- ① 月例給については、職員給与が民間給与を 11,886 円 (2.81%) 下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ② 特別給については、職員の年間支給月数 (4.65 月分) が、民間の支給割合 (4.68 月分) を下回っているため、0.05 月分引上げ改定 (4.65 月分 → 4.70 月分) 引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

1 本市職員と民間従業員との給与比較等

(1) 給与等の調査

本年 4 月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施した。

民間従業員については、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうち 238 事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された 67 事業所を対象に調査を実施した。

(調査完了事業所 55 事業所、調査完了率^(※) 85.9%)

※ 調査開始前に抽出した 67 事業所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外の 3 事業所を除く 64 事業所に占める調査完了事業所の割合

(2) 比較の結果

- ① 月例給 (本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較)

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B=C) (C/B×100)
435,258 円	423,372 円	11,886 円 (2.81%)

(注 1) 民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注 2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は 40.9 歳、平均勤続年数は 15.2 年である。

- ② 特別給 (本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較)

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.68 月分	4.65 月分	0.03 月

2 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

- ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例に基づき、昨年 7 月の「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の調査票情報による調査を実施し、本市内の民間給与の傾向を把握するための参考とした。
- ・正社員・正職員 30 人以上の事業所における、令和 5 年から令和 7 年の所定内給与は、令和 5 年 336,903 円、令和 6 年 404,195 円、令和 7 年 373,533 円となっている。
- ・民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布した。

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

- ・職務の級別では、4級の職員の給与水準が他都市と比較して低位にある一方、初任給は、国、他都市及び民間と比較して、相対的に高い水準にある。行政職給料表の改定に当たっては、これらの状況や本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給を近隣市との均衡を考慮して引き上げつつ、4級の職員層に配慮した引き上げが適当である。
- ・教育職給料表については、行政職給料表の改定状況及び大阪府、大阪市を始め近隣市の動向を踏まえて改定する必要がある。
- ・定年前再任用短時間勤務職員給料表については、国との均衡を考慮して改定することが適当である。
- ・行政職給料表・教育職給料表・定年前再任用短時間勤務職員給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

[実施時期] 令和8年4月

(2) 特別給

- ・民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を引き上げる（4.65月分 → 4.70月分）。
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引き上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

[実施時期] 令和8年12月 （注）勧告月数は、人事院と同様に、小数点以下第2位を2捨3入・7捨8入し、0.05月単位で決定

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月（支給済み）	1.2875月（現行1.2625月）
勤勉手当	1.0625月（支給済み）	1.0875月（現行1.0625月）
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

(3) 初任給調整手当

- ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。
- イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

[実施時期] 令和8年4月

4 その他の事項

- ・本年の人事院勧告において、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとされたことから、これらの制度の導入に向けて必要な措置を講じること。
- ・人事院が、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを非常勤職員の給与に関する指針に明記したことを踏まえ、本市においても国や他都市の動向を注視すること。

5 参考資料

<人事委員会勧告の状況>

		令和6年	令和7年	令和8年
月 例 給	較差	11,574 円 (2.85%)	12,614 円 (3.04%)	11,886 円 (2.81%)
特 別 給	民間の 支給割合	4.58 月分	4.65 月分	4.68 月分
	職員の 支給月数	4.50 月分	4.60 月分	4.65 月分
勧告の内容		月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.50 月分 → 4.60 月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.60 月分 → 4.65 月分)	月例給の引上げ 特別給の引上げ (4.65 月分 → 4.70 月分)

Ⅱ 職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、頻発化・激甚化する自然災害、生成 AI を始めとするデジタル技術の急速な進展など、本市を取り巻く環境は大きく変化している。これに伴う行政課題の一層の複雑化・多様化に対応し、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、職員が全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持ち、市民の信頼に応えながら、それぞれの役割を果たし、変化する行政課題に的確に対応することが求められる。そのためにも、多様な有為な人材を確保し、職員が成長を実感できる学びの機会を充実させ、公正な評価を行うなど、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、持てる力を十分に発揮できる環境を整えることで、組織力を高め、組織をあげて行政課題の解決に取り組むことが不可欠である。

(1) 人材の確保

民間企業や国、他都市の動向を注視し、試験日程の早期化や受験機会の充実を含む、より受験しやすい採用試験を実施することで、受験者を確保する。加えて、受験手続等の電子化を推進することで、受験者の利便性向上と負担軽減を図る。また、任命権者との連携を強化しながら、多様な広報媒体を活用し、本市で働く魅力や仕事のやりがい、キャリア形成のイメージ等を効果的に発信することで、本市への志望度の向上と採用後のミスマッチの低減を図る。特に技術職については、職務内容や業務の魅力を紹介する機会の充実を図るなど、申込者数の増加に向けた取組を強化する。さらに、内定から採用までの継続的な働きかけを通じて、内定辞退の抑制につなげることに加え、採用説明会参加者アンケート等を活用して、就職活動者のニーズや採用広報の効果を把握・分析し、採用方法や採用広報の改善に努める。

(2) 人材の育成・評価

評価結果や貢献度等の適切なフィードバック、管理職員の人材マネジメント能力向上支援、研修機会の提供やリスキングの推進などを通じて、職員が自らの成長課題を認識し、自律的に学び続けられる環境を整えることが求められる。とりわけ、DX の推進やデジタル技術の活用が急速に進む中、その担い手となるデジタル人材の計画的な育成や、職員のデジタルリテラシーの向上に取り組まれない。あわせて、業務を通じて培われた専門性や知見を職員間で共有し、組織全体で活用されたい。なお、人事評価結果の昇給への活用については、国において職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築が進められていることも踏まえ、管理職員への試行実施の状況を検証し、国や他都市の動向を参考に、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き検討を進められたい。

管理職員においては、職員が安心して意見を述べ、挑戦できる職場風土を醸成し、日常的な対話を通じて職員の意欲を高めるなど、働きがいのある職場環境の整備に引き続き取り組まれない。職員においては、自らの知識やスキル向上が組織全体の質の向上につながることを意識し、自律的・主体的に学び続けることが求められる。デジタル技術を的確に活用する力は、職務遂行の基礎となりつつある。一方で、住民との対話や合意形成、創意工夫を要する政策立案など、職員それぞれの経験や発想がいかなる分野において、その力を一層発揮することが期待される。加えて、日々の業務を通じて得た知識や経験を職員間で共有し、組織全体の財産として蓄積し、継承することが重要である。

(3) 公務に対する信頼確保

全ての職員が不祥事の根絶を自らの問題として真摯に受け止め、自らの行動が公務の信用に大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動しなければならない。特に教育職員は、児童生徒等や保護者等との信頼関係の中で児童生徒等を守り育てる立場にあり、その人格形成に大きな影響を与えることを改めて認識されたい。

任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続的に実施し、不祥事に対しては公正かつ厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。特に教育委員会においては、不祥事を防止するための、より実効性のある方策を検討されたい。

2 多様な人材が働きやすい職場環境の整備

働き方や暮らしに対する価値観が多様化し、本市を取り巻く環境が変化する中、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、全ての職員が健康で安心して働き続けられる職場環境を整えることが重要である。

(1) 長時間労働の是正

長時間勤務の常態化は、職員の心身の健康に悪影響を及ぼすものであり、組織力や行政サービスの質、さらには職場の魅力の低下を招き、人材の確保・定着の障壁ともなることから、その是正は組織運営上の重要な課題である。職員の時間外勤務の実態を客観的な記録に基づき的確に把握し、その要因の整理・分析を行い、必要な対策を講じることが求められる。具体的には、生成 AI の活用や DX の推進等による業務の効率化、管理職員のマネジメント力の強化、業務量に応じた人員配置の見直しなど、組織全体として時間外勤務の縮減に向けた取組を強化されたい。また、長時間勤務を容認する職場風土や職員の意識の転換を図るため、意識改革に積極的に取り組まれたい。

(2) 職員の心身の健康の確保とハラスメントの防止

職員が心身ともに健康で働くことは、持続可能な行政運営と質の高い行政サービスの提供の基盤となる。中でも、心の健康の保持増進とハラスメントの防止は密接に関係しており、職員が安心して能力を発揮できる職場環境の実現に向けた取組が求められる。

職員が安心して勤務できる職場環境を確保するため、引き続き、ハラスメントの未然防止に向けた研修等による意識啓発を推進し、あわせて相談しやすい環境を整備することで問題の早期発見・解決を図り、初動対応を迅速かつ適切に行えるよう組織対応力を強化されたい。昨年度の長期病休者のうち、精神疾患による休職者が依然として高い割合を占めていることを重要課題と組織全体で認識し、組織内外の関係者それぞれの役割や連携を体系立てて示したメンタルヘルス対策に関する計画の策定等を通じて、予防から再発防止までの各段階に応じた対策に、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組まれたい。あわせて、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用、長時間労働の是正など、健康確保に向けた取組を検討されたい。

所属長においては、ハラスメントを許さない姿勢を徹底し、問題の兆候を早期に察知して迅速かつ適切に対応する必要がある。その要因の一つであるコミュニケーション不足の解消に向けた研修等を通じて対話を促進し、風通しの良い職場風土を醸成することが重要である。加えて、職員の心の健康づくりは管理監督者の職場マネジメントの重要な一部であることを認識し、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態把握に努め、職員の変化に気づきやすい関係性を築くなど、丁寧なケアを行うことが求められる。

(3) 多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するには、ライフイベントとキャリア形成の両立を支援する制度の充実が不可欠である。男女間でキャリア形成に差が生じることのないよう留意し、多様なロールモデルの提示やアンコンシャス・バイアスの解消等を通じ、管理職をめざす意欲の醸成を図りながら、性別にかかわらず職員が継続的に活躍できる職場環境の整備に取り組まれたい。また、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成に加え、より長期間の取得を促す取組などを通じて、性別を問わず育児や介護等と両立できる柔軟な働き方の選択肢を広げることが求められる。

高齢層職員においては、職員数の減少が見込まれる中、これまでに培った知識や経験を次世代へ着実に引き継ぐことがこれまで以上に重要となっている。培われた知識や経験は組織にとって貴重な財産であり、後進の育成や知識・技術の継承に取り組むことが期待される。高い意欲を持って活躍できるよう、面談等を通じて本人の意向や強みを把握し、個々の適性や能力、事情に応じた柔軟な働き方が実現される人事配置に取り組まれたい。

障害者法定雇用率が段階的に引き上げられている現状を踏まえ、引き続き、障害のある職員が安心していきいきと働き、その能力や意欲を発揮できるよう、障害の特性に応じた合理的配慮の提供や職場定着支援に取り組まれたい。

フレックスタイム制の導入や、多様な事情を抱えた職員の活躍を支える休暇制度の新設、兼業の許可基準の見直しなど、魅力ある勤務制度の整備を進める等の取組を通じて、育児や介護など職員それぞれの事情に配慮し、全ての職員が互いの立場や意見を尊重しながら、公平な機会のもと、その能力を最大限に発揮できる環境を整えることが求められる。

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

堺市人事委員会



人 委 第 9 6 5 号
令和 8 年 1 0 月 2 日

堺市議会議長 長谷川 俊 英 様
堺 市 長 永 藤 英 機 様

堺市人事委員会
委員長 島 田 睦 史

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。また、同法の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

職員の給与に関する報告

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、地方公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であり、地方公務員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に基づき、職員及び民間従業員の給与実態、その他給与決定の基礎となる諸条件について調査研究を行い、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本として必要な給与勧告・報告を行っている。

本年の調査研究の内容は、以下のとおりである。

1 職員の給与

本委員会は、本市に勤務する一般職の職員（現業職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の本年 4 月現在の給与実態を把握するため「令和 8 年堺市職員給与実態調査」を実施した。

（参考資料 2 頁～35 頁：第 1 表～6 表）

本市の一般職の職員に適用する給料表は、行政職給料表¹、医療職給料表、消防職給料表、保育職給料表、定年前再任用短時間勤務職員給料表及び特定任期付職員給料表並びに高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表が適用される職員の給与等の状況は、次のとおりである。

¹ 堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）に規定された行政職給料表をいう（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 28 年条例第 49 号）に規定された行政職給料表を含む。）。

第 1 表 行政職給料表適用職員の給与等の状況

項目		内容	項目		内容
職員数		3,585 人	平均年齢		40.9 歳
平均給与月額	給料	349,326 円	平均勤続年数		15.3 年
	管理職手当	10,925 円	学歴別 職員 構成比	中学卒	0.2%
	扶養手当	10,172 円		高校卒	15.2%
	地域手当	44,503 円		短大卒	2.7%
	住居手当	7,568 円		大学卒	81.9%
	その他	122 円	性別 構成比	男	55.3%
	合計	422,616 円		女	44.7%

(注 1) 「平均給与月額」の「その他」には、「初任給調整手当」及び「単身赴任手当」を含んでいる。

(注 2) 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある（第 3 表、参考資料第 1 表その 2 において同じ。）。

(注 3) 定年が段階的に引き上げられるに伴い、堺市職員の給与に関する条例附則第 41 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（第 5 表において同じ。）。

2 民間の給与

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市内に所在する民間事業所の従業員の給与実態を把握するため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会と共同で「令和 8 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

(参考資料 38 頁～48 頁：第 7 表～12 表)

調査対象は市内民間事業所のうち、常勤の従業員数が企業全体で 100 人以上、かつ、事業所単位で 50 人以上の事業所である。

本年の調査対象事業所は 238 事業所であったが、層化無作為抽出法²により抽出した 67 事業所を対象に、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種及び医療関係、教育関係等 54 職種について、給与改定の有無や賃金カット等の有無にかかわらず、本年 4 月分として従業員に支払われた給与月額等を調査した。

調査完了事業所は 55 事業所、調査完了率は 85.9%³であり、調査結果は、

² 「層化無作為抽出法」は、調査対象事業所を産業、規模等によって層化（グループ分け）し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

³ 調査開始前に抽出した 67 事業所のうち、調査実施時点において、企業規模又は事業所規模が調査対象外となる事業所が 3 事業所判明したため、これを除いた 64 事業所に占める調査完了事業所 55 事業所の割合を完了率としている。

広く民間事業所の状況を反映したものといえる。

主な調査結果は、次のとおりである。

(2) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給月額は、大学卒249,463円、高校卒219,444円となっている。

(参考資料39頁：第8表)

民間事業所において本年4月に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.6%（昨年39.9%）、高校卒で27.2%（同28.5%）と昨年よりも減少している。また、採用があった事業所において、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で62.5%（同66.9%）、高校卒で84.3%（同74.3%）と昨年に比べ高校卒で増加がみられる。

第2表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	39.6%	(62.5%)	(37.5%)	(0.0%)	60.4%
高校卒	27.2%	(84.3%)	(15.7%)	(0.0%)	72.8%

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所におけるベースアップ等の状況は、係員に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は78.5%（昨年71.6%）、中止した事業所はなく（同2.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は3.4%（同0.0%）であった。課長級に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は63.5%（同62.5%）、中止した事業所の割合は1.5%（同2.2%）、ベースダウン

を実施した事業所の割合は 3.4%（同 0.0%）であった。

第 3 表 民間における給与改定の状況

役職 段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		78.5%	0.0%	3.4%	18.2%
課 長 級		63.5%	1.5%	3.4%	31.6%

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を 100 とした割合である。

また、民間事業所において定期昇給を実施した事業所の割合は、係員で 92.8%（昨年 90.6%）、課長級で 67.5%（同 70.1%）であった。

第 4 表 民間における定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中止	
		増額	減額	変化なし			
係 員	92.8%	92.8%	40.1%	8.8%	43.9%	0.0%	7.2%
課 長 級	69.5%	67.5%	26.8%	5.1%	35.5%	2.0%	30.5%

（注 1）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を 100 とした割合である。

（注 2）構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が総計と一致しない場合がある。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本委員会は、前述の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の従業員（公務・民間ともに新規学卒者を除く。）について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるものの同士の 4 月分の給与月額をラスパイレ方式⁴により比較し、その較差

⁴ 「ラスパイレ方式」は、本市職員（行政職給料表適用職員）とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の民間従業員を対象とした上で、個々の本市職員に、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする民間従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、

を算出した。

その結果は、下表に示すとおり、本市職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均 11,886 円（2.81%）下回っていた。

第5表 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
435,258 円	423,372 円	11,886 円（2.81%）

（注1）民間従業員・本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

（注2）比較の対象とした本市職員の平均年齢は 40.9 歳、平均勤続年数は 15.2 年である。

（2）特別給

職種別民間給与実態調査の結果、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の支給状況は、平均所定内給与月額
の4.68月分に相当しており、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月
数（4.65月分）は、民間の支給割合を0.03月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	459,571 円
	上半期 (A2)	464,757 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	1,071,591 円
	上半期 (B2)	1,092,611 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.33 月分
	上半期 (B2/A2)	2.35 月分
支給割合合計		4.68 月分

（注）下半期とは昨年8月から本年1月まで、上半期とは本年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与の比較

国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員とこれに相当する本市職員について、昨年4月の給料水準を学歴別、経験年数別に区分し、ラスパイレス方式に

現に本市職員に支給している給与支給総額を比較して計算する方法である。

より比較した場合の本市職員の指数（国家公務員を 100 とする）は 100.6 となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年 8 月 7 日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。

勧告では、月例給については、国家公務員給与が民間給与を 15,056 円下回っており、民間給与との均衡を図るため、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和 7 年を上回る改定を行うよう言及した。

特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を 0.07 月分下回っており、支給月数を 0.05 月分引き上げるよう言及した。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況を踏まえ、期末手当・勤勉手当に均等に配分することとされた。

（27 頁、28 頁：〔参考〕人事院勧告・報告の概要）

6 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

本委員会では、堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成 24 年条例第 30 号）に基づき、昨年 7 月の「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の調査票情報による調査を実施し、本市内の正社員・正職員 30 人以上の事業所における民間給与の傾向を把握するための参考とした。

（1）民間の給与水準

令和 5 年から令和 7 年までの給与水準は、令和 5 年 336,903 円、令和 6 年 404,195 円、令和 7 年 373,533 円であった。令和 5 年から令和 6 年にかけて

は 67,292 円増加していたが、令和 6 年から令和 7 年にかけては、30,662 円減少していた。

また、民間事業所の給与水準を事業所規模ごとにみると、最も給与水準が高い事業所は、令和 5 年及び令和 7 年は 500 人以上の事業所、令和 6 年は 100 人以上 500 人未満の事業所であった。一方、最も給与水準が低い事業所は、令和 5 年は 100 人以上 500 人未満、令和 6 年は 30 人以上 50 人未満、令和 7 年は 50 人以上 100 人未満の事業所であった。

第 7 表 令和 5 年～令和 7 年賃金構造基本統計調査の結果

年	項 目	事業所規模（正社員・正職員）				
		500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	30 人以上 50 人未満	規模計 (30 人以上)
令和 5 年	調査事業所数（事業所）	6	11	11	12	40
	調査実人員（人）	57	196	66	73	392
	平均年齢（歳）	41.1	37.8	47.5	41.4	39.7
	所定内給与額（円）	409,536	327,680	332,838	338,288	336,903
令和 6 年	調査事業所数（事業所）	8	7	7	13	35
	調査実人員（人）	130	150	43	47	370
	平均年齢（歳）	37.8	37.8	41.9	47.2	39.6
	所定内給与額（円）	394,267	448,283	399,641	321,452	404,195
令和 7 年	調査事業所数（事業所）	6	10	14	16	46
	調査実人員（人）	92	172	115	102	481
	平均年齢（歳）	42.8	42.3	42.3	44.2	42.9
	所定内給与額（円）	484,924	409,185	313,418	334,610	373,533

（注）所定内給与額は、きまって支給する給与から時間外手当を除いたものである（通勤手当額を含む。分離不可）。

（2）民間給与の傾向

調査票情報から得られた給与データを 3 年分集約し、役職段階ごとの給与水準の分布状況についても、調査を行った。役職ごとに、上位 10% 又は下位 10% の者を除いた場合には、部長級では 972,205 円から 512,155 円、課長級では 761,842 円から 401,978 円、係長級では 545,480 円から 303,374 円、非役職者では 523,271 円から 235,240 円に分布していた。民間事業所においては、同じ役職名であっても、その給与水準は広範囲に分布している。

（参考資料 51 頁：第 14 表）

また、年齢層ごとの給与水準については、年齢の上昇に伴い、給与水準が一定の上昇を続ける傾向がみられるなど、民間事業所の給与カーブの状況を把握することができた。

(参考資料 51 頁：第 15 表)

7 その他諸情勢

(1) 経済状況

日本経済の基調判断について、本年 4 月の「月例経済報告」（内閣府）では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」と示されている。また、大阪経済の景気動向について、本年 6 月（4 月指標）の「大阪経済の情勢」（大阪産業経済リサーチセンター）では、「大阪経済は、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している」と示されている。しかし、先行きでは、「中東情勢による経済への影響、世界の経済・金融の動向について、引き続き注意が必要」としている。

(2) 生計費・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）における本年 4 月の全国の所定内給与の状況は、昨年 4 月に比べ 3.7%増加しており、「毎月勤労統計調査地方調査」（大阪府）における本年 4 月の府内民間事業所の所定内給与についても、昨年 4 月に比べ 1.9%増加していた。

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月に比べ、全国では 1.4%上昇しており、本市では 1.5%上昇していた。

本委員会が「家計調査」（総務省）に基づき算定した本年 4 月の本市における標準生計費は、2 人世帯 207,570 円、3 人世帯 230,430 円、4 人世帯 253,310 円、5 人世帯 276,190 円となっている。

(参考資料 53 頁：第 16 表)

本年４月の有効求人倍率（厚生労働省）は、全国で１.１８倍（前年同月１.２５倍）、大阪府で１.１２倍（前年同月比０.１１ポイント減）となっている。また、本年４月の全国の完全失業率（総務省）は２.５％（前年同月２.５％）となっている。

８ 本年の給与の改定

（１）月例給

前記３（１）のとおり、本年４月分の本市職員の給与と市内民間従業員の給与を比較した結果、職員給与が民間給与を１１,８８６円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告において、月例給の改定に当たっては、初任給について、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえた引上げを行い、あわせて、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和７年を上回る改定を行うこととされた。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）の基準俸給月額については、民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を引き上げることとされたところである。

本市職員の給与水準は、職務の級別では、４級の職員が他都市と比較して低位にある。一方、初任給は、国、他都市及び民間と比較して、相対的に高い水準にある。

民間給与との比較を行っている行政職給料表の改定に当たっては、これらの状況や本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえる必要がある。本市においても、喫緊の課題である人材確保の観点から、初任給については、近隣市との均衡を考慮して引き上げつつ、４級の職員の給与水準が他都市と比較して低位にある状況を踏まえ、当該層に配慮した引上げが適当である。

教育職給料表についても、人材確保の観点から、行政職給料表の改定状況及び大阪府、大阪市を始め近隣市の動向を踏まえて改定する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員給料表については、国との均衡を考慮して改定することが適当である。

行政職給料表・教育職給料表・定年前再任用短時間勤務職員給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分⁵引き上げる必要がある。なお、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当・勤勉手当に均等に配分することとする。

(3) 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。

イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

(4) 改定の実施時期

上記(1)及び(3)の改定は、本年4月時点での調査結果に基づく措置が基本となることから、同月に遡及して実施、上記(2)の改定は、本年12月期の期末手当・勤勉手当から実施する必要がある。

⁵ 本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を実施している。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させることを基本として行うものである。このような方法により職員の給与を決定することは、広く市民の理解と納得が得られ、また、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものであると考える。

本年の勧告においては、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、期末手当・勤勉手当について、民間における特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数の引上げを行うこととした。

なお、本年の人事院勧告においては、「働きやすさと成長が両立する公務」を実現するため、転勤に伴う経済的な負担の軽減を図る観点から、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとされた。本市においても、人事院勧告に準じ、これらの制度の導入に向けて必要な措置を講じられたい。

加えて、本年7月に人事院は、非常勤職員の給与に関し、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、非常勤職員の給与に関する指針の改正を行った。任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記したところであり、本市においても、国や他都市の動向を注視されたい。

公務を取り巻く環境は依然として厳しいところではあるが、職員においては、引き続き全体の奉仕者としての使命感を持ち、市民の信頼と期待に応えるため、職務に尽力されるよう要望する。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

本市職員の給与と民間従業員の給与との較差を解消するため、本年の給与の改定で述べた内容を考慮して、給料表を改定すること。

2 期末手当・勤勉手当

(1) 令和 8 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分（管理職である職員にあつては、1.0875 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分（管理職である職員にあつては、1.2875 月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を 0.7375 月分（管理職である職員にあつては、0.6375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.5375 月分（管理職である職員にあつては、0.6375 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

(2) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（管理職である職員にあつては、それぞれ1.075月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（管理職である職員にあつては、それぞれ1.275月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（管理職である職員にあつては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（管理職である職員にあつては、それぞれ0.625月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

3 初任給調整手当

- (1) 人事院勧告を考慮し、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。
- (2) 行政職給料表の改定率を考慮し、獣医師に対する初任給調整手当の改定を行うこと。

4 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)については令和8年12月1日から、2の(2)については令和9年4月1日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 職員の能力・組織力の向上

人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、頻発化・激甚化する自然災害、生成 AI を始めとするデジタル技術の急速な進展など、本市を取り巻く環境は大きく変化している。これに伴う行政課題の一層の複雑化・多様化に対応し、持続可能で魅力ある地域社会を実現することが、本市にとって重要な課題となっている。

職員には、全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持ち、市民の信頼に応えながら、それぞれの役割を果たし、変化する行政課題に的確に対応することが求められる。そのため、本市においては、多様で有為な人材を確保し、職員が成長を実感できる学びの機会を充実させ、公正な評価を行うなど、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、持てる力を十分に発揮できる環境を整える必要がある。こうした取組を通じて組織力を高め、組織をあげて行政課題の解決に取り組むことが不可欠である。

(1) 人材の確保

生産年齢人口の減少に加え、民間企業との人材獲得競争が激化する中、公務員志望者の減少が一段と深刻さを増している。将来にわたり質の高い行政サービスを提供するためには、人材確保を本市の人事行政における重要な課題として位置付け、有為な人材を安定的に確保することはもとより、その人材が職員として成長し、長く力を発揮できる環境を整えることが不可欠である。そのため、採用から定着までを一体的に捉え、職員としてのキャリアを展望できる職場環境の整備を進める必要がある。また、受験者、採用

者、在職者等の状況や意見を把握・分析し、その結果を採用だけでなく、配置、育成、職場環境等の改善につなげていくことが重要である。

このため本委員会では、民間企業や国、他都市の動向を注視し、試験日程の早期化や受験機会の充実を含む、より受験しやすい採用試験を実施することで、受験者を確保する。加えて、受験手続等の電子化を推進することで、受験者の利便性向上と負担軽減を図る。

また、任命権者との連携を強化しながら、多様な広報媒体を活用し、本市で働く魅力や仕事のやりがい、キャリア形成のイメージ等を効果的に発信することで、本市への志望度の向上と採用後のミスマッチの低減を図る。特に技術職については、職務内容や業務の魅力を紹介する機会の充実を図るなど、申込者数の増加に向けた取組を強化する。

さらに、内定から採用までの継続的な働きかけを通じて、内定辞退の抑制につなげることに加え、採用説明会参加者アンケート等を活用して、就職活動者のニーズや採用広報の効果を把握・分析し、採用方法や採用広報の改善に努める。

教育委員会においては、教員採用選考試験について、受験可能上限年齢の引上げを始め、多様な人材の受験機会の確保を目的とした採用試験の見直しを実施している。また、SNS等による採用広報や本市の教育を体験できる説明会の開催など、教職及び本市教育の魅力発信に取り組んでいる。

今後も、本市教育の魅力や特色ある取組を積極的に発信し、本市が求める人物像に合致した優秀な人材の確保に向け、選考方法等の更なる工夫・改善を進められたい。

(2) 人材の育成・評価

人口構造の変化や複雑化・多様化する行政需要に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、職員それぞれが成長を実感しながら

能力を高め、その力を最大限に発揮できる職場環境を整備し、組織力を高める必要がある。本市では、「堺市組織人員体制の未来デザイン」において、構造改革の取組の一つとして「人材育成と職場環境の整備」を掲げ、「堺市職員力・組織力向上基本方針」に基づき、「人事施策」「人事評価」「研修」を連携させて職員の能力開発に取り組んでいる。

職員の意欲と能力を引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、信頼性と納得性のある人事評価制度の公正な運用と人材育成への効果的な活用が不可欠である。

任命権者においては、評価結果や貢献度等の適切なフィードバック、管理職員の人材マネジメント能力向上支援、研修機会の提供やリスクリングの推進などを通じて、職員が自らの成長課題を認識し、自律的に学び続けられる環境を整えることが求められる。とりわけ、DXの推進やデジタル技術の活用が急速に進む中、その担い手となるデジタル人材の計画的な育成や、職員のデジタルリテラシーの向上に取り組まれない。あわせて、業務を通じて培われた専門性や知見を職員間で共有し、組織全体で活用されたい。

なお、人事評価結果の昇給への活用については、国において職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築が進められていることも踏まえ、管理職員への試行実施の状況を検証し、国や他都市の動向を参考に、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き検討を進められたい。

管理職員においては、職員が安心して意見を述べ、挑戦できる職場風土を醸成し、日常的な対話を通じて職員の意欲を高めるなど、働きがいのある職場環境の整備に引き続き取り組まれない。

職員においては、自らの知識やスキル向上が組織全体の質の向上につながることを意識し、自律的・主体的に学び続けることが求められる。デジタル技術の活用が業務に不可欠なものとなる中、これを的確に活用する力は、職務遂行の基礎となりつつある。一方で、住民との対話や合意形成、創意工

夫を要する政策立案など、職員それぞれの経験や発想がいかせる分野において、その力を一層発揮することが期待される。加えて、日々の業務を通じて得た知識や経験を職員間で共有し、組織全体の財産として蓄積し、継承することが重要である。多様な行政課題の解決と質の高い行政サービスの提供に向け、柔軟な発想力と変革への行動力で挑み、活気ある組織の一員として活躍されることを期待する。

(3) 公務に対する信頼確保

公務員倫理の確保については、これまでも本委員会の報告において、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を繰り返し要請してきた。それにもかかわらず、職員とりわけ教職員による懲戒処分事案が後を絶たない状況であり、市全体の信用を失墜させ、市政運営に多大な支障を生じさせていることは、極めて遺憾である。

教育委員会においては、「未来をつくる堺の誇り（PRIDE）―不祥事根絶のために―」に基づき取組を進めているものの、なお不祥事が発生している現状を重く受け止め、厳正かつ実効性のある対応を徹底する必要がある。特に、児童生徒等への性暴力等は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす行為であり、本年12月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行を控えていることも踏まえ、その防止等に向けた措置を講じられたい。

全ての職員が不祥事の根絶を自らの問題として真摯に受け止め、自らの行動が公務の信用に大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動しなければならない。

特に教育職員は、児童生徒等や保護者等との信頼関係の中で児童生徒等を守り育てる立場にあり、その人格形成に大きな影響を与えることを改めて認識されたい。

任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続的に実施し、不祥事に対しては公正かつ厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。特に教育委員会においては、不祥事を防止するための、より実効性のある方策を検討されたい。

管理職員においては、率先垂範して服務規律を遵守することや、自らに課せられた管理監督責任を十分に自覚し、不祥事を決して起こさない組織風土の醸成と、職場の綱紀粛正を常時徹底することが求められる。

2 多様な人材が働きやすい職場環境の整備

働き方や暮らしに対する価値観が多様化し、本市を取り巻く環境が変化する中、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、全ての職員が健康で安心して働き続けられる職場環境を整えることが重要である。

その実現に向けては、長時間労働を是正し、職員が仕事と生活の調和を図りながら心身ともに健やかに働ける環境を確保し、ハラスメントを許さない、互いの意見を認め尊重し合う心理的安全性を備えた職場風土を醸成することにより、多様な人材の活躍を支える基盤を築いていく必要がある。

(1) 長時間労働の是正

長時間勤務の常態化は、職員の心身の健康に悪影響を及ぼすものであり、使用者としての安全配慮義務の観点からも適切な対応が求められる。また、組織力や行政サービスの質、さらには職場の魅力の低下を招き、人材の確保・定着の障壁ともなることから、その是正は組織運営上の重要な課題である。

本市においては、人事委員会規則に基づき時間外勤務の上限規制を行っており、やむを得ず原則又は例外の上限時間等を超過した場合には、本委員会へ理由書の提出を求めている。昨年度に提出された理由書を分析したと

ころ、長時間勤務は、業務が一時的に増加する時期に、休職者等の業務を補う対応などが重なり、その処理が特定の職員に集中することにより生じている実態がみられた。長時間労働の是正に当たっては、こうした実態を踏まえ、事務事業の見直しによる業務の効率化に加え、業務の平準化や応援体制の構築など、実効性のある取組を組織的に講じることが求められる。

本市では、「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、時間外勤務総時間数の令和元年度比 10%削減及び年間時間外勤務時間数 360 時間超職員ゼロを本年度の目標として掲げている。その実現に向けた取組が進められており、昨年度の実績では、時間外勤務総時間数が令和 6 年度比で 2.1%減少した。しかし、こうした取組にもかかわらず、令和元年度比で 7.9%増加しており、年間時間外勤務時間数 360 時間超の職員数についても、令和元年度比、令和 6 年度比ともに増加している。加えて、過労死ラインに達する職員も依然として存在しており、早急に解決を図らなければならない状況にある。こうした状況を踏まえ、所属における職員間の時間外勤務の偏りが生じないように、日常的に業務配分の状況の把握・点検を促すなど、時間外勤務の削減及び職員間の時間外勤務の平準化に取り組まれている。計画期間の最終年度を迎える中、目標達成に向け、一層の推進を図られたい。

第 1 表 行政職職員等（教職員除く）の時間外勤務の状況

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年間 360 時間を超える時間外勤務者数 (360 時間超過職員数/時間外勤務手当対象人員)	333 人 (6.8%)	310 人 (6.3%)	314 人 (6.3%)
職員 1 人当たり平均年間時間外勤務時間数	117 時間	114 時間	110 時間

一方、教育委員会では、教育委員会規則により時間外在校等時間の上限が規定されており、同規則に基づき、教育職員の業務量の適切な管理に取り組まれている。加えて、本年 3 月に「ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ」を策定し、令和 8 年度から令和 12 年度までを取組期間として、教職員が「働きがい」と「働きやすさ」を感じる魅力あふれる職場の実現をめざし

ている。同指針では令和12年度末まで、集中的に取り組む重点取組『5つの柱』を定め、教職員が教育本来の業務に専念できる環境の整備が進められている。これまでの働き方改革の取組により、昨年度の教職員（全校種）の年平均勤務時間外在校等時間は令和6年度比で4.7%減少し、年間勤務時間外在校等時間720時間を超える教職員（全校種）の割合も令和6年度の8.0%から令和7年度には6.4%へと減少するなど、一定の効果は認められるものの、依然として時間外在校等時間は高い水準にある。

任命権者においては、職員の時間外勤務の実態を客観的な記録に基づき的確に把握し、その要因の整理・分析を行い、必要な対策を講じることが求められる。具体的には、生成AIの活用やDXの推進等による業務の効率化、管理職員のマネジメント力の強化、業務量に応じた人員配置の見直しなど、組織全体として時間外勤務の縮減に向けた取組を強化されたい。また、長時間勤務を容認する職場風土や職員の意識の転換を図るため、意識改革に積極的に取り組まれない。

労働基準監督機関としての役割を担う人事委員会においては、引き続き、職員の時間外勤務の実施状況に関する情報の収集及び分析を行い、その結果に基づき、必要に応じて所属長に対する聞き取りや指導等を行っていく。

(2) 職員の心身の健康の確保とハラスメントの防止

職員が心身ともに健康で働くことは、持続可能な行政運営と質の高い行政サービスの提供の基盤となる。中でも、心の健康の保持増進とハラスメントの防止は密接に関係しており、職員が安心して能力を発揮できる職場環境の実現に向けた取組が求められる。

本市においては、職員の人権及び安全を守り、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、本年8月に「堺市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定するなど、組織対応力向上に取り組まれている。

任命権者においては、職員が安心して勤務できる職場環境を確保するため、引き続き、ハラスメントの未然防止に向けた研修等による意識啓発を推進し、あわせて相談しやすい環境を整備することで問題の早期発見・解決を図り、初動対応を迅速かつ適切に行えるよう組織対応力を強化されたい。メンタルヘルス対策については、メンタルヘルス研修やストレスチェック（昨年度受検率 87.9%）、相談窓口による早期対応、職場復帰支援など、予防から再発防止までの各段階で取組が進められている。しかしながら、昨年度の長期病休者のうち、精神疾患による休職者が約 6 割（教職員については約 7 割）と依然として高い割合を占めている。これを重要課題と組織全体で認識し、組織内外の関係者それぞれの役割や連携を体系立てて示したメンタルヘルス対策に関する計画の策定等を通じて、予防から再発防止までの各段階に応じた対策に、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組まされたい。あわせて、勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用、長時間労働の是正など、健康確保に向けた取組を検討されたい。

所属長においては、ハラスメントを許さない姿勢を徹底し、問題の兆候を早期に察知して迅速かつ適切に対応する必要がある。その要因の一つであるコミュニケーション不足の解消に向けた研修等を通じて対話を促進し、風通しの良い職場風土を醸成することが重要である。加えて、職員の心の健康づくりは管理監督者の職場マネジメントの重要な一部であることを認識し、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場の実態把握に努め、職員の変化に気づきやすい関係性を築くなど、丁寧なケアを行うことが求められる。

職員においては、日頃から健康状態を把握し、適切な生活習慣の維持に努めつつ、ストレスの兆候に早期に気づき、必要に応じて相談機関等を活用されたい。また、ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であることを強く認識し、他者を尊重した言動を心がけ、安心して

働くことのできる職場環境の実現に主体的に寄与することが望まれる。

(3) 多様な人材の活躍推進

人口減少や高齢化等による労働力不足が見込まれ、人材の確保が一層厳しさを増す中、性別や年齢、価値観、生活背景などの違いを尊重し、職員の置かれた事情等にかかわらず、多様な人材が活躍できる職場環境の整備が求められている。

本市では、「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、第2表「行政職職員等の女性役職者、管理職比率」のとおり、目標値を設定しており、令和8年度の実績値は、行政職職員等で管理職が24.0%、役職者が31.2%、教職員で管理職が29.1%、役職者が34.6%であり、着実に上昇している。

第2表 行政職職員等の女性役職者、管理職比率

区 分	令和6年	令和7年	令和8年	目標値 (令和8年)
【行政職職員等】				
男性職員 / 全職員	63.2%	62.4%	61.9%	
女性職員 / 全職員	36.8%	37.6%	38.1%	
女性役職者 / 全役職者	30.0%	30.3%	31.2%	40%以上
女性管理職 / 全管理職	21.5%	22.9%	24.0%	30%以上
【教 職 員】				
男性職員 / 全職員	44.3%	44.5%	44.5%	
女性職員 / 全職員	55.7%	55.5%	55.5%	
女性役職者 / 全役職者	33.7%	33.9%	34.6%	40%以上
女性管理職 / 全管理職	25.8%	26.6%	29.1%	35%以上

(注) 行政職職員等（教職員除く。役職者については、教職員及び消防職員除く。）は各年4月1日現在、
教職員（学校事務職員含む。）は各年5月1日現在の実績値である。

また、令和7年度の部局長級相当職に占める女性職員の割合は28.8%と、都道府県・政令指定都市の中で最も高い水準にあり、これまでの取組の成果が表れている。一方で、令和8年度の目標値には達していないことから、これまでの取組を検証し、女性管理職の更なる登用に向けた計画的な人材育

成及びキャリア形成支援の一層の推進が求められる。

女性登用を推進するには、ライフイベントとキャリア形成の両立を支援する制度の充実が不可欠である。本市では、メンター制度や係長級昇任時期選択制度の運用など、将来のキャリアを描きながら能力を発揮できる取組が進められている。今後も、男女間でキャリア形成に差が生じることのないよう留意し、多様なロールモデルの提示やアンコンシャス・バイアスの解消等を通じ、管理職をめざす意欲の醸成を図りながら、性別にかかわらず職員が継続的に活躍できる職場環境の整備に取り組まれない。

また、昨年 10 月から、男性職員の育児参画強化策・堺モデルの運用を変更し、フレキシブル・ワーク（時差出勤）やテレワーク（在宅勤務）の取得要件が緩和されたほか、子の看護等休暇制度の取得要件（学校行事への参加）が拡充されるなど、仕事と育児・介護の両立に向けた取組が進められている。「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」において、男性の育児休業取得率を令和 8 年度までに 80%とすることが目標値として示されているが、昨年度の取得率は、令和 6 年度から 12.9 ポイント上昇し 93.3%となり、目標値を達成している。一方、取得期間が 30 日未満の男性職員が約 4 割を占めていることから、取得しやすい職場風土の醸成に加え、より長期間の取得を促す取組などを通じて、性別を問わず育児や介護等と両立できる柔軟な働き方の選択肢を広げることが求められる。

これに対し、学校園に勤務する教職員については、同計画において男性育児休業取得率 100%を目標としているが、昨年度の取得率は 50.5%と、令和 6 年度を 3 ポイント下回っている。業務の性質上、代替職員には同様の教員免許を要するという事情はあるものの、教育委員会においては、人員代替措置の充実などにより、性別を問わず育児休業を取得しやすい環境の整備を進めることが求められる。

なお、育児休業は、子育てに能動的に関わる契機として重要であるのみな

らず、職務においても新たな視点をもたらすものであることを理解し、積極的に取得されたい。

第3表 行政職職員等（教職員除く）の育児休業取得率

育児休業取得率	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性職員	98.7%	96.6%	102.3%
男性職員	63.1%	80.4%	93.3%

（注）「育児休業取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る）の数（a）に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数（b）の割合（ b/a ）。（b）には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

高齢層職員においては、職員数の減少が見込まれる中、これまでに培った知識や経験を次世代へ着実に引き継ぐことがこれまで以上に重要となっている。培われた知識や経験は組織にとって貴重な財産であり、後進の育成や知識・技術の継承に取り組むことが期待される。高い意欲を持って活躍できるよう、面談等を通じて本人の意向や強みを把握し、個々の適性や能力、事情に応じた柔軟な働き方が実現される人事配置に取り組まれない。

また、障害者法定雇用率が段階的に引き上げられている現状を踏まえ、引き続き、障害のある職員が安心していきいきと働き、その能力や意欲を発揮できるよう、障害の特性に応じた合理的配慮の提供や職場定着支援に取り組まれない。

さらに、職員の離職防止や人材確保の観点から、在宅勤務に加え、フレックスタイム制の導入や、多様な事情を抱えた職員の活躍を支える休暇制度の新設、兼業の許可基準の見直しなど、魅力ある勤務制度の整備を進められたい。これらの取組は、職員が自らの価値観やライフスタイルに応じた働き方を主体的に選択し、働くことを通じて自己の成長と人生の充実を図るワーク・イン・ライフの実現にも資することとなる。

こうした取組を通じて、育児や介護など職員それぞれの事情に配慮し、全ての職員が互いの立場や意見を尊重しながら、公平な機会のもと、その能力

を最大限に発揮できる環境を整えることが求められる。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式（オンライン試験）の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定（勧告・報告）

高水準のベースアップ【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額（年額） 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額（年間36万円）を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約3,380万円）

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

参 考 資 料

参考資料 目次

1 職員給与関係

令和8年堺市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与月額等	2
第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数	6
第3表 給料表別、年齢別職員数	32
第4表 扶養手当の支給状況	34
第5表 住居手当の支給状況	34
第6表 通勤手当の支給状況	35

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	37
第7表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第8表 職種別、学歴別初任給	39
第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	48
第11表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	48
第12表 民間における住宅手当の支給状況	48

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査	49
第13表 民間従業員の平均所定内給与額	50
第14表 民間従業員の所定内給与額の分布状況	51
第15表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額	51
(2) 生計費	53
第16表 費目別、世帯人員別標準生計費	53

1 職員給与関係

令和8年堺市職員給与実態調査の概要

本委員会が実施した本年の堺市職員給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

令和8年4月1日現在における、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

○ 調査の対象職員

調査期日において本市に在職する一般職の職員を対象とした。ただし第1表から第6表については、調査期日現在において、次に該当する職員は調査から除外した。

- ・任期付職員
- ・現業職員
- ・企業職員
- ・会計年度任用職員
- ・臨時的任用職員
- ・休職中の職員
- ・育児休業中の職員
- ・育児短時間勤務職員
- ・専従休職中の職員
- ・派遣されている職員
- ・暫定再任用職員
- ・定年前再任用短時間勤務職員
- ・定年が段階的に引き上げられるに伴い、堺市職員の給与に関する条例附則第41項及び堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第7項により給料月額が決定される職員

○ 調査の内容

給料表適用職員数、給与額、勤続年数、年齢、学歴等について調査した。

○ 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課、労務課及び行政部総務サービス課並びに教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課及び教職員人事課の協力を得た。

第1表 給料表別平均給与月額等

その1 給料表別平均給与月額

区分 給料表	職員数	平均給与月額							
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居手当	その他	合計
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,585	349,326	10,925	10,172	44,503	414,926	7,568	122	422,616
医療職給料表	10	540,810	97,800	19,750	105,338	763,698	7,820	247,420	1,018,938
消防職給料表	1,016	338,436	6,199	16,558	43,343	404,536	6,750	30	411,316
保育職給料表	255	347,182	5,996	5,137	42,998	401,313	6,674	0	407,987
高等学校等 教育職給料表	203	402,629	4,424	10,446	50,100	467,599	7,502	5,250	480,351
小中学校等 教育職給料表	3,340	387,463	4,725	10,063	48,270	450,521	7,313	5,684	463,518
全給料表	8,409	364,608	7,688	10,766	46,021	429,083	7,340	2,734	439,157

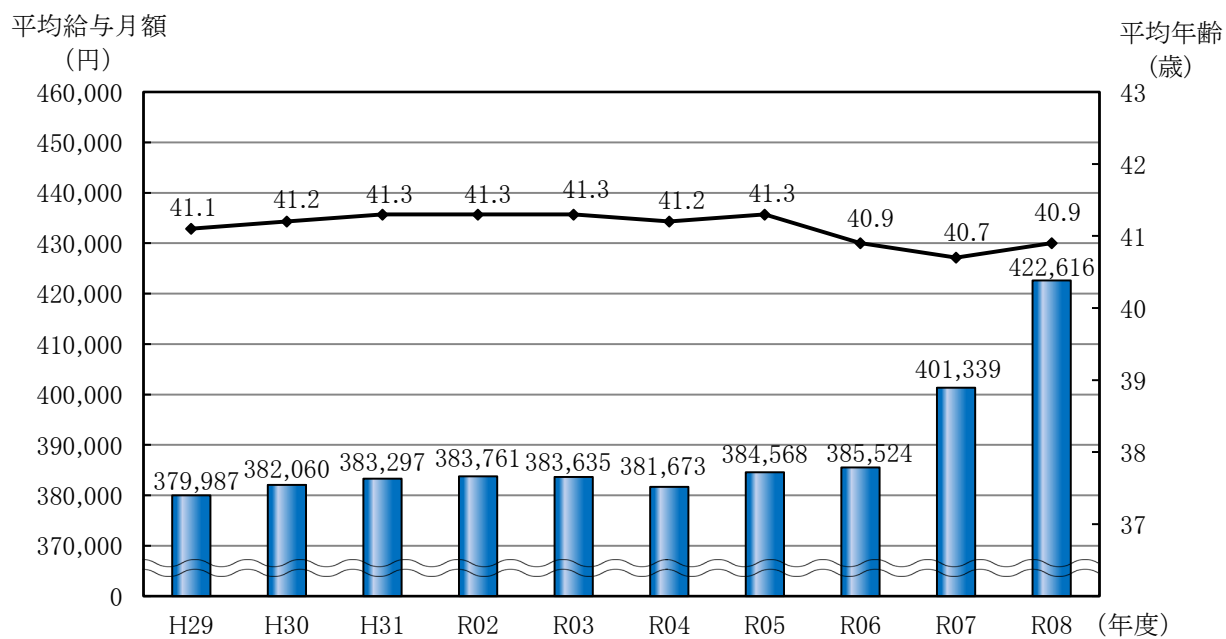
(注1) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「給与制度変更に伴う差額相当額」を含む。

(注2) その他は、「初任給調整手当」、「単身赴任手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

その2 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別、性別職員構成比

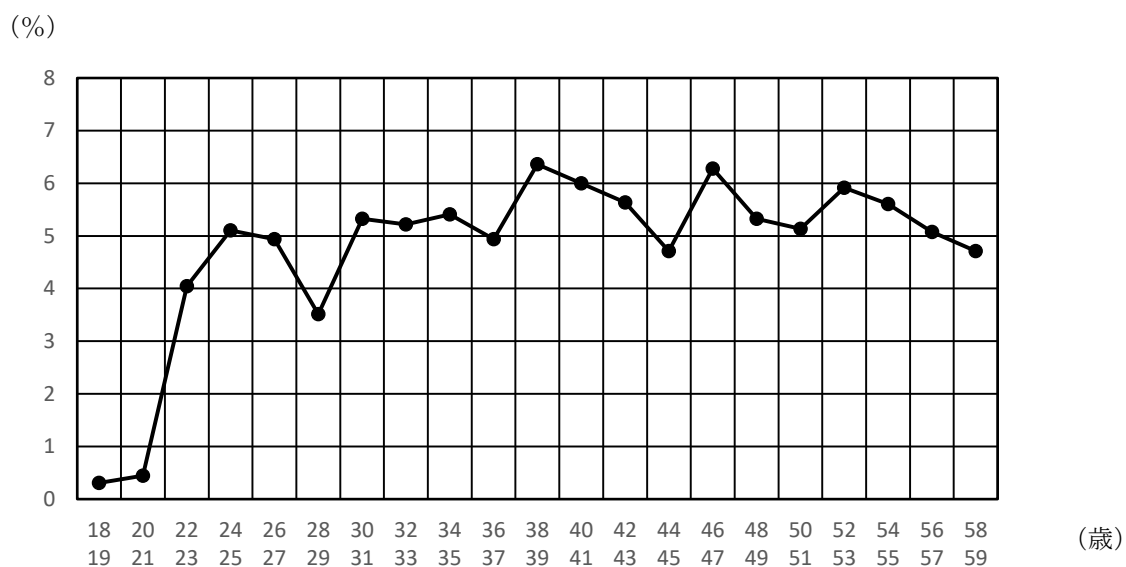
区分 給料表	平均 年齢	平均 勤続 年数	学歴別職員構成比				性別職員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	40.9	15.3	0.2	15.2	2.7	81.9	55.3	44.7
医療職給料表	50.5	10.0	-	-	-	100.0	50.0	50.0
消防職給料表	37.8	16.1	-	42.5	1.3	56.2	96.0	4.0
保育職給料表	42.9	20.0	-	0.4	90.6	9.0	5.9	94.1
高等学校等 教育職給料表	40.4	9.1	-	0.5	3.0	96.6	49.3	50.7
小中学校等 教育職給料表	37.7	10.7	-	0.1	3.1	96.8	47.1	52.9
全給料表	39.3	13.5	0.1	11.7	5.3	82.9	55.3	44.7

その3 平均給与月額及び平均年齢の推移 (行政職給料表適用職員)



(注1) 各年4月時点

その4 職員の年齢階層別人員構成比 (行政職給料表適用職員)



その5 平均給与月額の内訳の推移
(行政職給料表適用職員)

区分 年	職員数	平均給与月額							
		給料	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	小計	住居 手当	その他	合計
	人	円	円	円	円	円	円	円	円
令和7年	3,616	336,237	8,940	9,559	39,078	393,814	7,395	130	401,339
令和8年	3,585	349,326	10,925	10,172	44,503	414,926	7,568	122	422,616
令和8年 － 令和7年	△ 31	13,089	1,985	613	5,425	21,112	173	△ 8	21,277

(注) 各年4月時点

第2表 給料表別、級別、号給別給料月額及び職員数
行政職給料表

号給 職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	170,500		243,400	101	271,400	15	280,200		340,200	
2	172,400		244,800		273,100		281,900		342,100	
3	174,300		246,200	2	274,700		283,700		344,200	
4	176,200		247,600	12	276,400	3	285,500		346,100	
5	178,200		249,000	91	278,300	20	287,400	2	347,900	1
6	181,800		250,300	1	280,000		289,200		350,000	
7	185,300		251,700	1	281,500		291,000		352,000	
8	188,800		253,100	20	283,200	2	292,800		354,100	1
9	192,400		254,400	65	285,000	17	294,600	8	355,600	
10	196,000		255,700	1	286,200		296,200	1	357,500	
11	199,600		257,000		287,600		298,000		359,300	
12	203,200		258,300	18	289,000	6	299,700	1	361,300	2
13	206,700	6	259,700	52	290,500	10	301,600	15	363,300	3
14	208,700		260,900	1	291,800	2	303,400		365,000	
15	210,700		262,000	2	293,400	1	305,300		366,800	
16	212,600	6	263,100	21	294,900	3	307,200	8	368,500	2
17	214,500	2	264,300	59	296,500	10	309,200	26	370,100	5
18	216,400		265,500	2	297,900	1	310,700		371,600	
19	218,300		266,700	1	299,100	2	312,300		373,300	
20	220,200	7	267,900	18	300,300	13	313,800	13	374,900	9
21	222,100		269,100	25	301,500	9	315,300	17	376,400	10
22	224,000		270,300	1	303,100		317,100		377,900	
23	226,000	1	271,500	1	304,700		318,900	1	379,300	
24	228,000	5	272,600	20	306,200	23	320,900	21	380,700	3
25	229,900		273,800	32	307,800	7	322,600	11	382,200	6
26	231,800	1	274,900	2	309,400	1	324,400	1	383,600	
27	233,700		276,000	1	311,000	2	326,200		385,100	
28	235,600	15	277,100	32	312,600	10	328,100	20	386,500	21
29	237,600	37	278,200	37	314,000	6	329,800	13	387,700	13
30	239,000	1	279,300	3	315,600	1	331,600	1	389,200	2
31	240,100	1	280,300	1	317,200	3	333,600		390,700	1
32	241,300		281,300	34	318,700	19	335,500	22	392,100	19
33	242,600	3	282,300	31	320,100	6	337,200	20	393,400	1
34	243,800	1	283,300	3	321,700	1	339,200	2	394,900	6
35	244,800		284,200	2	323,200	5	341,000		396,400	1
36	245,800		285,100	30	324,700	15	342,900	24	397,900	11
37	246,800	11	286,000	33	326,100	10	344,500	31	399,400	1
38	247,800		287,000	2	327,400	7	346,100	2	400,900	9
39	248,700		288,200	1	328,900	8	347,900	3	402,500	2
40	249,600		289,400	35	330,400	18	349,700	32	403,900	9
41	250,500	3	290,400	18	331,800	8	351,500	25	405,300	1
42	251,400		291,400	2	333,100	4	353,100	2	406,500	1
43	252,300		292,400	2	334,400	17	354,600	4	407,800	3
44	253,200		293,500	26	335,700	20	356,200	16	409,100	8
45	254,100	4	294,600	22	336,900	12	357,700	21	410,400	3
46	255,000		295,700	1	338,100	13	359,100	4	411,700	21
47	255,800		296,800	1	339,300	6	360,600		413,200	1
48	256,600		297,900	27	340,600	18	362,100	22	414,500	6

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
360,900	454,100 1	501,000
363,500	456,700	503,900
366,000	459,400	506,700 1
368,600	462,000	509,300
371,200	464,700	512,100
373,600	466,900	514,800
376,200	469,100	517,600 1
378,800	471,200	520,400
381,300	473,500	523,100 2
383,600	475,700	525,700 1
386,000	478,000	528,400 2
388,500	480,100 2	531,100 2
390,800	482,100 4	533,700 3
392,900	484,400	536,300 2
395,100	486,600 5	539,000 6
397,300	488,900 2	541,600 1
399,600	490,800 6	544,200 1
401,800	492,600 9	547,000
404,000	494,500 6	549,800 2
406,300	496,300 10	552,700 1
408,400	497,900 4	555,400
410,400	499,600 4	557,600 3
412,400	501,300 4	560,000 1
414,400 3	503,100 6	562,300
416,200 1	504,800 4	564,700 1
418,000	506,700 4	566,900
419,900	508,500 6	569,300
421,800 4	510,300 4	571,700
423,600 1	511,900 3	574,000
425,500 3	513,400 3	575,600
427,400 2	515,000	577,300
429,100 12	516,400 1	579,000
430,900 4	517,900 1	580,700
432,600 3	519,200 1	
434,200 1	520,500	
435,800 8	521,700	
437,400 1	522,700	
439,000 16	523,700	
440,600 3	524,500	
442,100 3	525,400	
443,600 4	526,200	
445,200 6	526,800	
446,600 7	527,300	
448,000 6	527,900	
449,300 11	528,300	
450,600 39		
451,900 3		
453,100 5		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
49	257,400	2	298,700	7	341,800	16	363,600	11	415,800	1
50	258,200		299,600	4	343,100	4	365,000	2	416,900	14
51	259,000		300,500	1	344,600	6	366,300	2	418,100	2
52	259,700		301,500	19	346,000	12	367,600	19	419,200	6
53	260,400	2	302,400	13	347,300	12	368,900	16	420,400	2
54	261,000		303,300	3	348,600	10	370,100	3	421,300	14
55	261,600		304,300	1	350,000	4	371,400	8	422,000	5
56	262,200		305,200	12	351,200	12	372,700	17	422,700	6
57	262,800	2	306,100	12	352,400	5	374,000	13	423,400	6
58	263,400		307,000		353,700	6	375,300	9	424,100	3
59	264,000		307,900		355,300	3	376,700	2	424,800	3
60	264,600		308,800	3	356,700	7	378,200	23	425,500	2
61	265,200		309,600	2	358,100	5	379,500	5	426,200	8
62	265,800		310,100	1	359,600	3	380,800	13	426,800	6
63	266,400		310,600		361,000	5	382,300	3	427,400	4
64	267,000		311,100	5	362,600	14	383,600	16	427,900	10
65	267,500		311,500	2	364,000	4	385,100	2	428,400	12
66	268,000		311,900		365,200	6	386,300	9	428,900	3
67	268,500		312,300		366,400	6	387,800	2	429,400	3
68	269,000		312,700	4	367,600	7	389,300	20	429,900	9
69	269,500	1	313,100	3	368,900	4	390,600	2	430,400	5
70	269,900		313,500		370,200	3	391,800	2	430,600	4
71	270,300		313,900		371,500	4	392,900	3	430,900	6
72	270,700		314,300	3	372,500	4	394,100	10	431,300	
73	271,100		314,600	1	373,700	4	395,300	4	431,500	8
74	271,400		314,900		374,600	11	396,300	12	431,700	7
75	271,700		315,200		375,500	3	397,300	2	431,900	4
76	272,000		315,400	1	376,600	5	398,300	9	432,100	8
77	272,300		315,600	1	377,300	3	399,200	4	432,300	4
78	272,600		315,800	1	378,200	2	400,100	8	432,400	4
79	272,900		316,000		379,200	5	401,000	5	432,500	10
80	273,200		316,200		380,200	6	401,900	13	432,600	10
81	273,500	1	316,400	1	381,300	13	402,900	7	432,700	4
82	273,800		316,600		382,100	3	403,600	8	432,800	1
83	274,100		316,800		382,900	4	404,300	4	432,900	3
84	274,400		317,000	2	383,600	3	405,000	5	433,000	7
85	274,700	2	317,200		384,300	2	405,700	6	433,100	24
86	275,000		317,400		385,000	6	406,400	1		
87	275,200		317,600		385,700	8	407,100	2		
88	275,400		317,800	3	386,500	1	407,800	5		
89	275,600		318,000		387,200	9	408,600	12		
90	275,800		318,200		387,700	4	409,000	6		
91	276,000		318,400		388,100	3	409,500			
92	276,200		318,600	1	388,700	4	409,900	5		
93	276,400		318,800		389,300	14	410,200	5		
94			319,000		389,800	4	410,700	9		
95			319,200		390,400	9	411,200			
96			319,400	1	391,000	11	411,800	3		
97			319,600	1	391,400	13	412,200	6		
98			319,800		391,600	17	412,600	6		
99			320,000		391,800	3	413,000	8		
100			320,200	1	392,000	19	413,200	8		

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
454,400 10		
455,500 9		
456,600 5		
457,600 4		
458,600 6		
459,500 17		
460,300 1		
461,200 9		
462,100 3		
462,800 20		
463,700 2		
464,500 8		
465,300 12		
466,100 6		
466,800		
467,600 3		
468,400 5		
469,200 7		
469,600 3		
470,400 3		
470,900 8		
471,300 4		
471,600 3		
472,000 2		
472,200		
472,400 3		
472,800 2		
473,000		
473,300 7		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
101		320,400	392,200 12	413,500 5	
102		320,600	392,500 16	413,800 4	
103		320,800	392,700 16	414,100 4	
104		321,000	393,000 11	414,400 8	
105		321,200	393,200 12	414,500 6	
106		321,400	393,400 8	414,700 9	
107		321,600	393,600 1	414,900 5	
108		321,800 1	393,800 3	415,000 13	
109		322,000	394,000	415,100 1	
110		322,200	394,200	415,200 1	
111		322,400	394,400	415,300 2	
112		322,600	394,600	415,400 2	
113		322,800 2	394,800 13	415,500 4	
114		323,000			
115		323,200			
116		323,400			
117		323,600			
118		323,800			
119		324,000			
120		324,200			
121		324,400			
122		324,600 1			
123		324,800			
124		325,000			
125		325,200 2			
職員数計	114人	1,008人	797人	828人	410人

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
308人	90人	30人
	職員数合計	3,585人

医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
1	296,800	384,000	447,200	517,300	614,100
2	299,200	387,000	450,000	519,300	617,000
3	301,600	390,000	452,600	521,300	619,800
4	304,100	393,000	455,200	523,300	622,400
5	306,400	395,600	457,700	525,100	624,900
6	310,100	398,700	460,100	527,000	626,900
7	313,900	401,800	462,800	528,700	628,800
8	317,800	405,000	465,300	530,400	630,900
9	321,500	407,600	467,800	532,300	632,500
10	325,300	410,700	470,200	534,200	633,300
11	329,400	413,700	472,700	536,100	634,400
12	333,400	416,800	475,200	537,700	635,400
13	337,400	419,700	477,300	539,500	636,500
14	341,300	423,100	479,500	541,500	637,100
15	345,400	426,600	481,500	543,300	637,800
16	349,400	430,100	483,800 1	545,000	638,500
17	353,200	433,500	485,800	546,600	639,300
18	356,500	435,800	487,800	548,400	640,000
19	360,100	438,400	490,000	550,300	640,900
20	363,600	440,900	492,300	552,200	641,500
21	367,400	443,700	494,300	553,700	642,200
22	371,400	446,000	496,300	555,000	
23	375,200	448,500	498,500	556,700	
24	379,100	450,700	500,500	558,400	
25	382,600	452,700	502,400	559,900	
26	385,600	454,600	504,300	561,600	
27	388,200	456,500	505,800	563,100	
28	390,900	458,500	507,700	564,500	
29	393,900	460,700	509,700	566,100	
30	396,100	462,600	511,800	567,700	
31	398,200	464,400	513,800	569,400	
32	400,200	466,200	515,800 1	570,900	
33	402,100	468,100	517,500	572,600	
34	404,200	469,700	519,200	574,300	
35	406,200	471,400	520,900	575,900	
36	408,500	472,900	522,600	577,700	
37	410,500	474,200	524,100	579,200	
38	412,400	475,700	525,500	580,800	
39	414,200	477,100	526,900	582,400	
40	416,600 1	478,500	528,400 1	583,900	
41	418,700	480,200	529,600	585,500	
42	420,000	481,500	531,100	586,900	
43	421,200	482,800	532,600	588,300	
44	422,100	484,400	534,000	589,700	
45	422,900	486,000	535,200	590,800 1	
46	424,000	487,500	536,500	591,700	
47	425,000	488,800	538,100	592,700 1	
48	426,200	490,300	539,300	593,700	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	426,900	491,700	540,800	594,600	
50	427,600	493,100	542,000	595,400	
51	428,200	494,400	543,000	596,300	
52	428,400	495,900	544,100	597,100	
53	429,000	497,300	545,300	597,900	
54	429,200	498,200	546,500	598,800	
55	429,600	499,000	547,600	599,600	
56	429,900	499,800	548,700	600,500	
57	430,300	500,500	549,700	601,400	
58	430,800	501,100	550,400	602,300	
59	431,200	501,700	551,300	603,200	
60	431,500	502,100	552,000 1	604,000	
61	432,000	502,700	552,700	604,900	
62	432,300	502,700	553,600	605,800	
63	432,500	503,200	554,300	606,700	
64	432,700	503,500	555,100	607,600	
65	432,800	504,000	555,900	608,500	
66		504,300	556,800		
67		504,800	557,400 1		
68		505,200	558,100		
69		505,500	558,800		
70		506,000	559,500		
71		506,500	560,300		
72		506,700	561,100		
73		507,000	561,600		
74		507,300	562,200		
75		507,600	563,100		
76		507,900	563,600		
77		508,200	564,100		
78		508,600	564,900		
79		508,900	565,600		
80		509,300	566,400		
81		509,800	567,400		
82		510,200	567,900		
83		510,600	568,800 1		
84		511,000	569,700		
85		511,300	570,100		
86		511,800	571,000		
87		512,400	571,900		
88		512,800	572,800 1		
89		513,100	573,600		
90		513,500			
91		514,000			
92		514,600			
93		515,100			
94		515,600			
95		516,200			
96		516,800			
97		517,300			
職員数計	1人	0人	7人	2人	0人
				職員数合計	10人

消防職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	187,000		230,100		256,400		296,500		341,600	
2	189,200		232,100		258,000		298,400		343,500	
3	191,300		233,900		259,700		300,100		345,400	
4	193,500		236,000		261,400		301,700		347,200	
5	195,600		238,100		262,800		303,600		349,000	
6	197,600		240,200		264,400		305,400		350,900	
7	199,600		242,500		266,000		307,200		352,800	
8	201,700		244,700	5	267,600		309,000		354,700	
9	203,700		246,900		269,200		310,900		356,600	
10	205,900		248,800		270,500		312,300		358,400	
11	207,800		250,800		271,900		313,700		360,300	
12	209,700		253,000	9	273,500		315,200		362,200	
13	211,700	6	255,000		275,200		317,100		364,100	
14	213,700		256,500		276,700		318,800		366,000	
15	215,800		258,100		278,300		320,300		368,000	
16	217,800	4	259,700	14	280,100	3	322,100	1	370,000	
17	219,900		261,100		281,300		324,000		371,900	
18	222,100		262,700	3	282,900		325,600	1	373,800	
19	224,300		264,300	1	284,400		326,700		375,800	
20	226,500	5	265,900	19	285,900	3	327,600		377,800	
21	228,700	2	267,500		287,200		329,100		379,800	
22	230,600		268,700	11	288,500	1	330,200	1	381,800	
23	232,500		270,100	1	289,600		331,700		383,400	
24	234,700	11	271,600	26	290,800	3	333,300	2	384,900	1
25	236,800	3	273,300		291,900		334,700	1	386,700	
26	238,900		274,600	5	293,300		336,500	2	388,500	
27	241,200		276,000	2	294,400	1	338,100		390,000	
28	243,500	5	277,500	18	295,500	7	339,800	2	391,800	
29	245,800	11	278,500		296,300		341,200		393,500	
30	247,600	7	280,100	4	297,200	2	343,400	5	394,900	
31	249,600		281,500		298,300		345,200	1	396,300	
32	251,600	14	282,900	15	299,100	8	347,000	4	398,000	2
33	253,600	1	284,100		300,300		348,600	1	399,500	
34	255,300	7	285,300	6	301,700	1	350,400	4	401,000	
35	256,900		286,400		302,600		352,400	3	402,600	
36	258,600	2	287,400	11	303,700	14	354,400		404,000	3
37	260,100		288,400		304,700		356,200	2	405,500	2
38	261,700		289,200	8	305,700	6	358,100	4	407,000	1
39	263,200		289,900		306,500		360,000		408,400	1
40	264,800		290,500	14	307,400	22	361,900	11	409,900	5
41	266,400		291,400		308,500		363,900	1	411,500	
42	267,900	4	292,400	11	309,500	5	365,400	5	413,000	4
43	269,200		293,200	1	310,700		366,900	1	414,400	1
44	270,800		294,200	10	311,600	10	368,500	4	416,000	3
45	272,100	1	295,500		312,600		369,700	1	417,400	
46	273,500	2	296,600	5	314,100	7	371,300	7	418,800	
47	274,800		297,500		315,500		372,700	2	420,300	1
48	276,100	1	298,600	14	316,500	2	374,400	5	421,700	3
49	277,500		299,300		318,000		376,000		423,100	
50	279,100		300,100	10	319,700	8	377,300	2	424,500	
51	280,600		300,700		320,900		378,600	1	425,100	
52	282,000		301,500	7	322,400	16	380,100	12	426,400	2

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
360,900	454,100	501,000
363,500	456,700	503,900
366,000	459,400	506,700
368,600	462,000	509,300
371,200	464,700	512,100
373,600	466,900	514,800
376,200	469,100	517,600
378,800	471,200	520,400
381,300	473,500	523,100
383,600	475,700	525,700 1
386,000	478,000	528,400
388,500	480,100	531,100 1
390,800	482,100	533,700
392,900	484,400	536,300
395,100	486,600	539,000
397,300	488,900	541,600
399,600	490,800	544,200
401,800	492,600	547,000
404,000	494,500	549,800
406,300	496,300 2	552,700
408,400	497,900 1	555,400
410,400	499,600	557,600
412,400	501,300 1	560,000
414,400	503,100 2	562,300
416,200	504,800 1	564,700
418,000	506,700	566,900
419,900	508,500	569,300
421,800	510,300	571,700
423,600	511,900	574,000
425,500	513,400	575,600
427,400	515,000 1	577,300
429,100	516,400	579,000
430,900	517,900	580,700
432,600	519,200	
434,200	520,500	
435,800 1	521,700	
437,400	522,700	
439,000	523,700	
440,600	524,500	
442,100 1	525,400	
443,600	526,200	
445,200	526,800	
446,600	527,300	
448,000	527,900	
449,300	528,300	
450,600		
451,900		
453,100		
454,400 5		
455,500		
456,600 1		
457,600		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	283,100		302,200		323,700		381,600	1	427,800	
54	284,100	2	303,100	11	325,200	6	382,800	4	429,200	2
55	285,200		304,000	1	326,600		384,300	2	430,500	
56	286,300		304,900	7	328,100	15	385,600	10	432,000	1
57	287,100		305,800		329,400		386,900	1	433,500	1
58	288,100	2	307,200	6	330,900	10	388,300	4	434,500	1
59	288,800		308,400		332,400		389,800	1	435,500	3
60	289,600		309,700	7	334,100	17	391,300	7	436,600	1
61	290,300		310,900		335,200		392,900		437,500	2
62	291,200		312,300	10	336,300	9	394,200	2	438,300	3
63	292,000		313,400		337,900		395,800		439,100	
64	292,700		314,900	5	339,300	6	397,000	3	439,800	
65	293,700		316,100		340,600	1	398,300		440,700	2
66	294,700	1	317,000	3	342,000	7	399,500		441,600	10
67	295,300		318,200		343,200		401,000		442,400	1
68	295,900		319,500	5	344,400	12	402,400	4	443,100	3
69	296,700		320,900		345,600		403,700	1	443,900	1
70	297,400		322,300	5	347,000	6	404,900	2	444,400	1
71	298,100		323,600	1	348,100		406,000	1	445,000	3
72	298,800		325,000		349,300	11	407,200	1	445,600	
73	299,600		326,100		350,300		408,000		446,000	2
74	300,500		327,100	2	351,700	3	408,500		446,500	1
75	301,300		328,300		353,000		409,700	2	447,200	2
76	302,000		329,600	1	354,400	15	410,600	3	447,700	1
77	302,900		330,600		355,900		411,800		448,400	2
78	303,800		331,600	2	357,500	5	412,600	2	448,800	2
79	304,700		332,600		359,100		413,500		449,200	2
80	305,600		333,700	1	360,500	5	414,400	2	449,600	
81	306,400		334,600		362,100		415,400		450,100	1
82	307,300		335,700	1	363,600	3	416,200		450,500	3
83	308,000		336,600		364,900		416,800		450,900	2
84	308,900		337,800	4	366,400	2	417,600	1	451,300	1
85	309,800		339,000		367,600		418,200	1	451,600	
86	310,600		340,200	1	368,900		419,000		451,900	
87	311,600		341,300		370,200		419,700	1	452,000	
88	312,300		342,500		371,600	3	420,500		452,200	1
89	313,000		343,900		372,700		421,300	1	452,400	1
90	313,800		345,100	2	373,900	1	421,600	1	452,600	
91	314,600		346,400		375,000		422,100	3	452,900	
92	315,200		347,800		376,100	8	422,600	3	453,100	
93	316,000		349,000		377,200		422,900		453,300	
94	316,600		350,100		378,400		423,400			
95	317,500		351,200		379,700		423,900	1		
96	318,200		352,100		380,600	1	424,500			
97	319,100		353,500		381,700		425,000			
98	319,700		354,800	1	382,700		425,300	3		
99	320,500		356,100		383,700		425,600	2		
100	321,100		357,300		384,600	2	425,800			
101	321,900		358,400		385,700		426,000	1		
102	322,500		359,200		386,700		426,400			
103	323,200		360,200		387,600		426,800	1		
104	323,800		361,300		388,400	1	427,200	1		

6級	7級	8級
給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
円 人	円 人	円 人
458,600 2		
459,500 1		
460,300 1		
461,200		
462,100 5		
462,800 3		
463,700 7		
464,500 2		
465,300 3		
466,100 5		
466,800 2		
467,600 2		
468,400		
469,200 3		
469,600		
470,400 1		
470,900 3		
471,300		
471,600 1		
472,000 2		
472,200 3		
472,400 1		
472,800 3		
473,000 2		
473,300 4		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
105	324,400	362,500	389,400 1	427,400	
106	325,000	363,200	389,600	427,700	
107	325,800	364,300	390,100	428,000	
108	326,500	365,200 1	390,800 6	428,300	
109	327,100	366,200	391,500	428,600	
110	327,700	366,900	392,000	428,800	
111	328,400	367,500	392,600	429,100	
112	329,200	368,400	393,100 4	429,400	
113	329,800	369,400	393,500	429,700	
114	330,500	370,200	394,000 2	430,000	
115	331,500	371,100	394,600	430,200	
116	332,400	372,100	395,100	430,500	
117	333,300	373,000	395,500	430,600	
118	334,000	373,400	396,000 1	430,900	
119	334,700	373,800	396,500	431,200	
120	335,300	374,300	397,100	431,400	
121	335,800	374,700	397,300	431,700	
122	336,500	375,200	397,900 4	432,000	
123	337,200	375,500	398,600	432,300	
124	337,800	375,800	399,200	432,600	
125	338,700	376,000	399,700	432,900	
126	339,400	376,200	400,100 3		
127	340,200	376,400	400,500		
128	341,000	376,700	401,000 2		
129	341,600	377,000	401,300		
130	342,400	377,400	401,700 3		
131	343,100	377,800	402,200 1		
132	343,900	378,200	402,700 4		
133	344,500	378,600	402,900		
134	344,800	379,100	403,400		
135	345,300	379,400	403,900		
136	345,800	379,700	404,300		
137	346,100	379,900	404,600		
138		380,100	405,100		
139		380,400	405,600		
140		380,800	406,100		
141		381,000	406,400 1		
142		381,500			
143		382,000			
144		382,400			
145		382,700			
職員数計	91人	307人	300人	159人	85人

[illegible]

保育職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
1	202, 200	259, 400	280, 200	340, 200	360, 900
2	203, 900	261, 100	281, 900	342, 100	363, 500
3	205, 600	262, 700	283, 700	344, 200	366, 000
4	207, 400	264, 300	285, 500	346, 100	368, 600
5	209, 200	266, 000	287, 400	347, 900	371, 200
6	211, 200	267, 800	289, 200	350, 000	373, 600
7	213, 300	269, 400	291, 000	352, 000	376, 200
8	215, 500	270, 900	292, 800	354, 100	378, 800
9	217, 600	272, 400	294, 600	355, 600	381, 300
10	219, 800	273, 700	296, 200	357, 500	383, 600
11	221, 900	274, 900	298, 000	359, 300	386, 000
12	224, 000	276, 200	299, 700	361, 300	388, 500
13	226, 300	277, 700	301, 600	363, 300	390, 800
14	228, 500	279, 000	303, 400	365, 000	392, 900
15	230, 800	280, 300	305, 300	366, 800	395, 100
16	233, 100	281, 600	307, 200	368, 500	397, 300
17	235, 300	283, 000	309, 200	370, 100	399, 600
18	237, 000	284, 500	310, 700	371, 600	401, 800
19	238, 700	286, 000	312, 300	373, 300	404, 000
20	240, 400	287, 500	313, 800	374, 900	406, 300
21	242, 100	289, 100	315, 300	376, 400	408, 400
22	243, 800	290, 500	317, 100	377, 900	410, 400
23	245, 600	291, 900	318, 900	379, 300	412, 400
24	247, 500 1	293, 300	320, 900	380, 700	414, 400
25	249, 400 4	294, 900	322, 600	382, 200	416, 200
26	251, 000	296, 300	324, 400	383, 600	418, 000
27	252, 700	297, 700	326, 200	385, 100	419, 900
28	254, 400 9	299, 200	328, 100	386, 500	421, 800
29	255, 900 1	300, 700	329, 800	387, 700	423, 600
30	257, 500	302, 300	331, 600	389, 200	425, 500
31	259, 000	303, 700	333, 600	390, 700	427, 400
32	260, 600 6	305, 200	335, 500	392, 100	429, 100
33	262, 300	307, 000	337, 200	393, 400	430, 900
34	264, 200	308, 700	339, 200	394, 900	432, 600
35	265, 700	310, 300	341, 000	396, 400	434, 200
36	267, 200 11	311, 900	342, 900	397, 900	435, 800
37	268, 800	313, 400	344, 500	399, 400	437, 400
38	270, 300	315, 000	346, 100	400, 900	439, 000
39	271, 800	316, 500	347, 900	402, 500	440, 600
40	273, 200 7	317, 900	349, 700	403, 900	442, 100
41	274, 900	319, 500	351, 500	405, 300	443, 600
42	276, 300	321, 200	353, 100	406, 500	445, 200
43	277, 600 1	322, 600	354, 600	407, 800	446, 600 1
44	279, 000 8	324, 300	356, 200	409, 100	448, 000
45	280, 500	326, 100	357, 700	410, 400	449, 300 2
46	282, 000 1	327, 700	359, 100	411, 700	450, 600 4
47	283, 300	329, 300	360, 600	413, 200	451, 900
48	284, 700 4	331, 000 1	362, 100	414, 500	453, 100

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	286,200	332,600	363,600	415,800	454,400
50	287,600 1	334,100 1	365,000	416,900	455,500 1
51	289,000	335,500 1	366,300	418,100 2	456,600
52	290,400 5	336,800	367,600	419,200	457,600
53	292,000	337,800	368,900	420,400 1	458,600 1
54	293,300	338,800	370,100	421,300	459,500 1
55	294,500 1	339,800	371,400	422,000	460,300
56	295,900 8	340,800 1	372,700	422,700	461,200
57	297,200	341,900	374,000	423,400	462,100 1
58	298,500	343,000 1	375,300	424,100	462,800 1
59	299,600	344,100	376,700	424,800 1	463,700
60	300,800 4	345,200 1	378,200	425,500	464,500 1
61	302,200	346,200	379,500	426,200 1	465,300 2
62	303,500	347,300	380,800	426,800	466,100 2
63	304,600	348,500 1	382,300 1	427,400	466,800
64	305,600 11	349,700	383,600	427,900	467,600
65	306,700	350,800 1	385,100	428,400	468,400
66	307,800	351,900	386,300	428,900 2	469,200
67	308,900	352,900	387,800 2	429,400	469,600 1
68	309,900 6	353,900 1	389,300 1	429,900 1	470,400
69	311,100	354,800	390,600 1	430,400 1	470,900
70	312,200 4	355,700	391,800	430,600	471,300
71	313,200 1	356,600 1	392,900	430,900 1	471,600
72	314,100 2	357,400 1	394,100 1	431,300 1	472,000
73	315,100 4	358,200 3	395,300	431,500	472,200
74	316,100	359,000	396,300	431,700 2	472,400
75	317,000	359,800	397,300 1	431,900 1	472,800
76	317,900 1	360,500	398,300 1	432,100 2	473,000
77	318,800	361,500 1	399,200 1	432,300	473,300
78	319,600	362,300	400,100 3	432,400 1	
79	320,300 1	362,800	401,000	432,500	
80	321,000	363,500	401,900	432,600 2	
81	321,600	364,000	402,900 2	432,700	
82	322,100	364,400	403,600 1	432,800	
83	322,600	364,700 1	404,300 3	432,900	
84	323,100	365,100	405,000	433,000	
85	323,400 1	365,500 1	405,700 2	433,100	
86	323,700	365,800 3	406,400 1		
87	324,000	366,000 1	407,100 2		
88	324,300 1	366,300	407,800		
89	324,600	366,500 2	408,600 1		
90	324,800	366,700 2	409,000		
91	325,000	366,900 3	409,500		
92	325,200 4	367,200 1	409,900		
93	325,400	367,400 2	410,200 1		
94	325,600	367,600	410,700		
95	325,800	367,800 1	411,200		
96	326,000	368,100	411,800		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
97	326,200	368,300 2	412,200		
98	326,400	368,700 1	412,600 1		
99	326,600	369,100	413,000		
100	326,800	369,400 1	413,200		
101	327,100	369,600 5	413,500		
102	327,300	369,900 5	413,800		
103	327,500	370,000 6	414,100		
104	327,700	370,400 4	414,400		
105	327,900	370,600 7	414,500		
106	328,100	370,800 6	414,700		
107	328,200	370,900 5	414,900		
108	328,400	371,200 5	415,000		
109	328,600	371,500 2	415,100		
110	328,800	371,800	415,200		
111	329,000	372,000	415,300		
112	329,100	372,300	415,400		
113	329,300	372,500 1	415,500		
114	329,500	372,800			
115	329,700	373,100			
116	329,900	373,400			
117	330,000	373,600			
118	330,100	373,900			
119	330,200	374,100			
120	330,400	374,400			
121	330,600	374,700 2			
122	330,700				
123	330,800				
124	330,900				
125	331,000				
126	331,100				
127	331,300				
128	331,400				
129	331,500				
130	331,600				
131	331,700				
132	331,900				
133	332,000				
134	332,100				
135	332,300				
136	332,500				
137	332,600				
138	332,700				
139	332,900				
140	333,100				
141	333,200				
142	333,300				
143	333,500				
144	333,700				

職務 の級 給 号	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
145	333,800				
146	333,900				
147	334,000				
148	334,200				
149	334,400				
150	334,600				
151	334,800				
152	334,900				
153	335,100				
職員数計	108人	84人	26人	19人	18人
				職員数合計	255人

高等学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
1	199,200	250,900	326,500	435,200 1	498,500
2	202,000	253,400	328,800	436,500	500,000
3	204,800	255,900	331,100	437,700	501,500
4	207,600	258,400	333,400	438,900	503,000
5	210,400	260,900	335,600	440,100	504,300
6	213,600	262,900	337,800	441,300	505,100
7	216,800	264,900	340,000	442,400	505,900
8	220,000	266,900	342,200 1	443,500	506,700
9	223,200	268,900 2	344,300	444,500	507,400
10	226,400	270,500	346,300	445,800	508,200 1
11	229,600	271,600	348,300	447,000	509,000
12	232,800	272,600 2	350,300	448,100	509,700 1
13	236,000	273,600	352,200	449,200	510,200 1
14	238,900	275,100	354,400	450,600	511,000
15	241,800	276,600 1	356,600	452,000	511,800
16	244,700	278,800 4	358,700	453,300	512,600
17	247,600	279,400	360,800	454,600	513,400
18	249,800	281,300 1	362,600 1	456,100	514,200
19	252,000	283,200	364,300	457,600	514,800
20	254,200	285,100 2	366,000	458,700	515,400
21	256,400	286,900	367,700	459,600 1	516,000 2
22	258,600	289,300 2	369,300	461,200	516,600
23	260,600	291,700	370,900	462,700	517,200
24	262,600	294,100 5	372,500	464,100	517,800
25	264,500	296,400 2	374,100	465,100	518,400
26	265,700	298,800	375,700	466,400	519,000
27	266,800	301,200 1	377,200	467,600	519,600
28	267,900	303,500 3	378,700	468,800	520,200
29	269,000	305,800 2	380,200	469,900 1	520,800
30	270,200	308,100 1	381,700	471,100	
31	271,400	310,400	383,200	472,200	
32	272,600	312,700 3	384,700	473,300	
33	273,700	315,000 1	386,100	474,400 1	
34	275,100	317,200	388,100	475,500	
35	276,500	319,400	390,000	476,900 1	
36	277,900	321,600 5	391,900	478,300	
37	279,200	323,800 1	393,700	479,300	
38	280,800	325,900	395,900	480,800	
39	282,300	328,000 1	397,900	482,300	
40	283,800	330,000 1	399,900	483,800	
41	285,300	332,000	401,600 1	485,000	
42	286,500	334,000 2	403,800	485,900 1	
43	287,700	335,900	405,700	486,800 1	
44	288,800	337,800 2	407,500 1	487,600	
45	289,900	339,700 1	408,900	488,100	
46	290,900	341,700 1	410,900 1	489,000	
47	291,900	343,700 3	412,700	489,900	
48	292,900	345,600 3	414,400	490,600	

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	293,900	347,500 1	415,800	490,900	
50	294,900	349,200 4	417,700	491,400 1	
51	295,900	350,900	419,500	491,800	
52	296,900	352,600 4	421,100	492,200	
53	297,800	354,300	422,100	492,400	
54	298,600	356,100 3	423,900	493,000	
55	299,300	357,900	425,300	493,400	
56	300,000	359,700 3	426,500	493,800	
57	300,700	361,400	427,100	494,100	
58	301,700	363,000 1	428,400	494,500	
59	302,700	364,600 2	429,600	494,900	
60	303,700	366,200 1	430,700 1	495,300	
61	304,600	367,700 3	431,600	495,700	
62	305,400	369,200 3	432,900		
63	306,100	370,700 2	434,000		
64	306,800	372,200 7	435,000		
65	307,500	373,700 3	435,600		
66	308,400	375,700 1	437,000		
67	309,200	377,600 4	438,400		
68	310,000	379,500	439,500		
69	310,800	381,400	440,000		
70	311,600	383,400 3	441,300		
71	312,400	385,400 2	442,600		
72	313,200	387,400 2	443,600		
73	313,900	389,300	444,200		
74	314,600	391,200	445,600 1		
75	315,300	393,000	446,900		
76	315,900	394,800 2	448,200		
77	316,500	396,600	448,900		
78	317,100	398,400 2	450,000 1		
79	317,700	400,200 1	451,100		
80	318,200	401,900 5	452,000		
81	318,700	403,600 1	452,700		
82	319,300	405,100 2	453,400		
83	319,900	406,600 1	454,100		
84	320,500	408,100 1	454,500		
85	321,100	409,600 2	454,900		
86	322,000	410,700 2	455,600		
87	322,900	411,800 4	456,300		
88	323,800	412,900 1	456,800		
89	324,600	413,900 2	457,200		
90	325,300	415,100 1	457,800		
91	326,000	416,200	458,300		
92	326,700	417,300 1	458,900		
93	327,300	418,400 1	459,300		
94	328,100	419,400 3	459,500 3		
95	328,900	420,400 1	459,700		
96	329,700	421,300 1	459,900		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
97	330,500	422,200 4	460,100		
98	331,300	423,200 5	460,300 1		
99	332,100	424,200 2	460,500 1		
100	332,800	425,100 1	460,700 1		
101	333,500	426,000 1	460,900		
102	334,100	426,900	461,100		
103	334,700	427,700	461,300		
104	335,200	428,500 2	461,500		
105	335,700	429,100 1	461,600		
106	336,300	430,100 1	461,800		
107	336,800	431,000	462,000		
108	337,300	431,900 1	462,200		
109	337,800	432,500	462,400		
110	338,300	433,300 1			
111	338,800	434,100			
112	339,300	434,700 2			
113	339,700	435,100 3			
114	340,100	435,500			
115	340,500	435,800			
116	340,900	436,000 1			
117	341,300	436,200 1			
118	341,800	436,600			
119	342,300	437,000 1			
120	342,700	437,300			
121	343,100	437,500			
122	343,500	437,700			
123	343,800	437,900			
124	344,100	438,100			
125	344,400	438,300			
126	344,800	438,500			
127	345,100	438,700			
128	345,400	438,900 1			
129	345,600	439,100 1			
130	345,800	439,300 1			
131	346,000	439,400 2			
132	346,200	439,600 1			
133	346,400	439,800 1			
134	346,600	440,000			
135	346,800	440,200 2			
136	347,000	440,400			
137	347,200	440,500 2			
138	347,400	440,700			
139	347,600	440,900 1			
140	347,800	441,100 2			
141	348,000	441,300			
142	348,200	441,500			
143	348,400	441,700			
144	348,600	441,900			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
145	348,800	442,100			
146	349,000	442,300			
147	349,200	442,500			
148	349,400	442,700			
149	349,600	442,900			
150	349,800				
151	350,000				
152	350,200				
153	350,300				
154	350,500				
155	350,700				
156	350,900				
157	351,100				
158	351,300				
159	351,500				
160	351,700				
161	351,900				
162	352,100				
163	352,300				
164	352,500				
165	352,700				
166	352,900				
167	353,100				
168	353,300				
169	353,500				
職員数計	0人	176人	14人	8人	5人
				職員数合計	203人

小中学校等教育職給料表

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	199,200		228,100		326,500		417,000	1	464,900	4
2	202,000		231,300		328,800		418,400		465,900	
3	204,800		234,500		331,100		419,700		466,900	
4	207,600		237,600		333,400		421,000		467,900	1
5	210,400		240,700		335,600		422,300	2	468,600	4
6	213,600		243,300		337,800		424,000		469,500	
7	216,800		245,900		340,000		425,500		470,300	1
8	220,000		248,400		342,200		427,000		471,200	
9	223,200		250,900		344,300		428,200	5	472,300	2
10	226,400		253,400		346,300		429,500		473,000	1
11	229,600		255,900		348,300		430,800	3	473,700	3
12	232,800		258,400		350,300		432,100	1	474,400	1
13	236,000		260,900		352,200		433,200	11	475,000	5
14	238,900		262,900		354,400		434,200	1	475,700	3
15	241,800		264,900	1	356,600		435,200	1	476,400	6
16	244,700		266,900		358,700		436,200	1	477,000	1
17	247,600		268,900	74	360,800		437,200	11	477,300	12
18	249,800		270,500	1	362,600		438,200	2	478,000	3
19	252,000		271,600	8	364,300		439,200	2	478,600	6
20	254,200		272,600	68	366,000		440,200	2	479,200	3
21	256,400		273,600	11	367,700	1	440,900	9	479,700	10
22	258,600		275,100	5	369,300		442,000	1	480,400	4
23	260,600		276,600	3	370,900		443,000	1	481,000	3
24	262,600		278,000	85	372,500	3	444,000		481,600	5
25	264,500		279,400	5	374,100		444,800	9	482,100	4
26	265,700		281,300	8	375,700	2	445,800	1	482,700	2
27	266,800		283,200	3	377,200	1	446,800	1	483,300	
28	267,900		285,100	86	378,700	1	447,800	3	483,900	1
29	269,000		286,900	2	380,200		448,400	7	484,400	1
30	270,200		289,300	10	381,600		449,500	3	485,100	1
31	271,400		291,700		383,000	1	450,600	3	485,800	
32	272,600		294,100	69	384,400	9	451,700	3	486,500	
33	273,700		296,400	6	385,700	1	452,400	7	487,100	
34	275,000		298,800	12	387,400	1	452,900	1	487,800	
35	276,300		301,200	4	389,100		453,400	4	488,500	
36	277,600		303,500	72	390,700	5	453,900	4	489,200	
37	278,800		305,800	4	392,300	1	454,400	6	489,700	2
38	280,200		308,100	11	393,800	1	454,900	3		
39	281,600		310,400	8	395,300	2	455,400	2		
40	283,000		312,700	60	396,800	7	455,800			
41	284,300		315,000	6	398,200	1	456,100	2		
42	285,400		317,200	21	399,500	3	456,600	1		
43	286,500		319,400	6	400,700	4	457,000	5		
44	287,600		321,600	66	401,900	9	457,400	3		
45	288,600		323,800	7	403,100		457,700	3		
46	289,700		325,900	10	404,400	8	458,000	1		
47	290,800		328,000	14	405,600	5	458,300	2		
48	291,800		330,000	75	406,800	6	458,500	2		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数	給料月額 職員数
	円 人	円 人	円 人	円 人	円 人
49	292,800	332,000 10	408,000 1	458,700 2	
50	293,800	334,000 20	409,100 5	459,000 2	
51	294,800	335,900 8	410,200 3	459,200 2	
52	295,800	337,800 70	411,200 3	459,400	
53	296,700	339,700 11	412,200 7	459,600 1	
54	297,500	341,700 18	413,100 6	459,800	
55	298,300	343,700 7	414,000 4	460,000 1	
56	299,100	345,600 90	414,800 9	460,200 1	
57	299,800	347,500 4	415,600 3	460,400	
58	300,700	349,200 24	416,500 4	460,700	
59	301,600	350,900 12	417,400 1	461,000	
60	302,400	352,600 95	418,300 3	461,300 1	
61	303,200	354,300 8	419,100 4	461,600 1	
62	303,900	356,100 30	419,900 6	461,800	
63	304,600	357,900 16	420,600 4	462,000	
64	305,200	359,700 83	421,300 3	462,200	
65	305,800	361,400 12	422,000 5	462,400 1	
66	306,600	363,000 35	422,900 5	462,600 1	
67	307,400	364,600 20	423,800 7	462,800	
68	308,200	366,200 72	424,600 3	463,000	
69	308,900	367,700 16	425,400 6	463,200	
70	309,600	369,200 31	426,100 1	463,400	
71	310,300	370,700 17	426,800 4	463,600	
72	311,000	372,200 79	427,500 2	463,800	
73	311,700	373,600 16	428,200 3	464,000	
74	312,300	375,500 37	429,100 2		
75	312,900	377,400 18	429,900 3		
76	313,500	379,300 69	430,700 4		
77	314,100	381,000 14	431,500 1		
78	314,700	382,600 30	432,100 4		
79	315,300	384,200 20	432,700 2		
80	315,900	385,700 74	433,300 1		
81	316,400	387,200 11	433,900		
82	317,000	388,700 30	434,500 2		
83	317,500	390,000 13	435,100		
84	318,000	391,300 55	435,700 2		
85	318,500	392,500 15	436,200 4		
86	319,200	393,900 37	436,600 6		
87	319,900	395,100 13	437,000 2		
88	320,600	396,300 38	437,300 1		
89	321,300	397,500 22	437,600 3		
90	321,700	398,600 21	438,000 2		
91	322,100	399,600 16	438,300 4		
92	322,500	400,600 22	438,600 4		
93	322,900	401,500 27	438,900 2		
94	323,100	402,500 20	439,200 3		
95	323,300	403,300 17	439,500 1		
96	323,500	404,100 27	439,700 2		

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
97	323,700		404,800	33	439,900					
98	323,900		405,500	19	440,100					
99	324,100		406,200	20	440,300					
100	324,300		406,900	20	440,500					
101	324,500		407,400	17	440,700	3				
102	324,700		408,100	24	440,900	1				
103	324,900		408,800	17	441,100					
104	325,100		409,500	15	441,300					
105	325,300		410,000	21	441,400	2				
106	325,500		410,600	22	441,600	2				
107	325,700		411,200	17	441,800					
108	325,900		411,800	21	442,000					
109	326,100		412,400	16	442,200	1				
110	326,400		413,100	22	442,400					
111	326,600		413,800	22	442,600					
112	326,800		414,400	19	442,800					
113	327,000		414,800	28	443,000	1				
114	327,200		415,700	21						
115	327,400		416,500	20						
116	327,600		417,200	10						
117	327,800		417,700	11						
118	328,100		418,400	12						
119	328,300		419,100	9						
120	328,500		419,700	8						
121	328,700		420,300	12						
122	328,900		421,000	4						
123	329,100		421,700	11						
124	329,300		422,300	6						
125	329,500		422,600	6						
126	329,700		423,000	10						
127	329,900		423,600	4						
128	330,100		423,900	2						
129	330,300		424,300	8						
130	330,500		424,700	7						
131	330,700		425,200	4						
132	330,900		425,600	8						
133	331,100		425,900	4						
134	331,300		426,300	9						
135	331,500		426,700	4						
136	331,700		427,100	5						
137	331,900		427,500	5						
138	332,100		427,900	3						
139	332,300		428,200	2						
140	332,500		428,600	6						
141	332,700		429,100	4						
142	332,900		429,400	4						
143	333,100		429,700	3						
144	333,300		430,000	2						

職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
145	333,500		430,200	2						
146	333,700		430,500	4						
147	333,900		430,800	2						
148	334,100		431,100	3						
149	334,300		431,300	2						
150	334,500		431,500	1						
151	334,700		431,700	2						
152	334,900		431,900							
153	335,100		432,100							
154	335,300		432,300							
155	335,500		432,500							
156	335,700		432,700	1						
157	335,900		432,900							
158			433,100							
159			433,300							
160			433,500							
161			433,700	4						
職員数計	0人		2,869人		239人		143人		89人	
							職員数合計		3,340人	

第3表 給料表別、年齢別職員数

給料表 年齢	行政職給料表	医療職給料表	消防職給料表	保育職給料表
歳	人	人	人	人
18	6		4	
19	5		4	
20	5		8	
21	11		11	
22	48		21	5
23	97		22	10
24	96		28	6
25	87		29	10
26	90		32	7
27	87		25	9
28	59		34	6
29	67		21	4
30	91		31	7
31	100		32	7
32	86		34	8
33	101		47	4
34	92		33	2
35	102		30	10
36	76	1	37	3
37	101		39	3
38	115		40	4
39	113		30	4
40	102		41	3
41	113	1	31	
42	103		34	1
43	99		36	3
44	86	1	34	4
45	83	1	19	4
46	110		23	2
47	115		11	2
48	106		14	4
49	85		10	3
50	99	1	16	4
51	85		17	8
52	90	1	22	10
53	122		18	18
54	108	1	19	14
55	93		17	21
56	90		11	18
57	92		19	10
58	83		12	8
59	86	1	20	9
60				
61		1		
62				
63		1		
64				
65				
職員数計	3, 585人	10人	1, 016人	255人

給料表 年 齢	高等学校等 教育職給料表	小中学校等 教育職給料表	全給料表
歳	人	人	人
18			10
19			9
20			13
21			22
22	2	76	152
23	2	84	215
24	5	98	233
25	5	100	231
26	7	82	218
27	7	88	216
28	4	79	182
29	5	97	194
30	3	98	230
31	4	109	252
32	6	120	254
33	10	121	283
34	6	125	258
35	2	133	277
36	12	143	272
37	6	141	290
38	3	153	315
39	9	124	280
40	8	124	278
41	10	123	278
42	5	115	258
43	8	107	253
44		108	233
45	5	91	203
46	6	81	222
47	7	77	212
48	3	72	199
49	3	62	163
50	7	66	193
51	4	70	184
52	3	49	175
53	5	53	216
54	8	37	187
55	8	34	173
56	3	30	152
57	4	18	143
58	4	26	133
59	4	26	146
60			
61			1
62			
63			1
64			
65			
職員数計	203人	3,340人	8,409人

第4表 扶養手当の支給状況

項目 扶養親族数	受給 職員数	扶養親族の内訳			
		配偶者	子	うち特定期間 にある子	父母等
1人	1,122人	226人	819人	220人	77人
2人	1,439	286	2,555	581	37
3人	908	500	2,202	454	22
4人	215	171	680	130	9
5人	24	20	98	16	2
6人以上	8	8	43	12	0
計	3,716	1,211	6,397	1,413	147

(注1) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(注2) 特定期間にある子とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。

第5表 住居手当の支給状況

その1 支給状況

区分	職員構成比	平均支給額
受給者	25.5%	28,761円
非受給者	74.5%	
合計	100.0	7,340

その2 受給者に対する支給状況

区分		職員構成比
堺市内居住者	手当額 14,000 円未満の受給者	0.0%
	手当額 14,000 円以上 30,000 円未満の受給者	6.7
	手当額 30,000 円の受給者	62.8
堺市外居住者	手当額 11,000 円未満の受給者	0.0
	手当額 11,000 円以上 27,000 円未満の受給者	2.2
	手当額 27,000 円の受給者	28.3
計		100.0

第6表 通勤手当の支給状況

区 分				職員構成比			平均支給額				
受 給 者	交通機関等のみの利用者				%			円			
					38.6			14,732			
	交通機関等及び交通用具の併用者				19.0			12,182			
	交通用具のみの利用者				34.4			5,216			
	【通勤距離】				自転車使用		自転車 以外	自転車使用		自転車 以外	
					堺市内 居住者	堺市外 居住者		堺市内 居住者	堺市外 居住者		
					片道 5 km未満	11.9	0.9	2.9	4,000	3,000	2,009
					片道 5 km以上 10 km未満	4.2	1.4	6.7	6,200	5,210	4,204
	片道 10 km以上 15 km未満	0.3	0.5	3.3	9,300	8,300	7,306				
	片道 15 km以上 20 km未満				1.2			10,400			
	片道 20 km以上 25 km未満				0.5			13,529			
	片道 25 km以上 30 km未満				0.3			16,600			
	片道 30 km以上 35 km未満				0.1			19,700			
	片道 35 km以上 40 km未満				0.1			22,800			
	片道 40 km以上 45 km未満				0.1			25,900			
	片道 45 km以上 50 km未満				0.0			29,100			
	片道 50 km以上 55 km未満				—			—			
片道 55 km以上 60 km未満				—			—				
片道 60 km以上				—			—				
計				92.0			10,646				
非 受 給 者				8.0							
合 計				100.0			9,797				

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会が人事院、大阪府人事委員会等と共同で実施した本年の職種別民間給与実態調査の概要は次のとおりである。

○ 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等を検討するため、令和8年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

○ 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所 238 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

○ 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により9層に層化（グループ化）し、これらの層から67事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第7表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

○ 集計

ア 調査実人員

初任給関係 253 人（行政職に相当する調査実人員 249 人）

初任給関係以外の調査職種 4,288 人（行政職に相当する調査実人員 3,892 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、30,149 人であり、行政職に相当するものは 21,627 人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	500人以上	100人以上 500人未満
	事業所	事業所	事業所
産業計	55	27	28
農業、林業、漁業	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	3	2	1
製造業	32	16	16
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	9	2	7
卸売業、小売業	4	3	1
金融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業	1	1	0
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	6	3	3

(注1) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が9事業所あった。

(注2) 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 8 表 職種別、学歴別初任給

職 種 \ 学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	円 249,463	円 —	円 219,444
新 卒 事 務 員	247,754	x	* 239,420
新 卒 技 術 者	252,066	—	211,419

(注 1) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(注 2) 「*」は、調査事業所が 5 事業所以下であることを示す。

(注 3) 「x」は、調査事業所が 1 事業所の場合である。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等
その1 事務・技術関係職種
1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	51.7	1,006,822	34,534	972,288	
	短 大 卒	3	51.8	1,072,348	47,704	1,024,644	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	工場長	7	55.4	1,009,642	3,472	1,006,170	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	55.4	1,009,642	3,472	1,006,170	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	56	52.9	761,887	4,698	757,189	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級専 門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	42	52.5	801,652	6,166	795,486	
	短 大 卒	3	56.0	885,536	2,822	882,714	
	高 校 卒	11	53.2	580,221	0	580,221	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	123	53.5	851,947	3,296	848,651	同上
	大 学 卒	102	53.6	860,106	3,141	856,965	
	短 大 卒	8	53.3	800,156	50	800,106	
	高 校 卒	13	53.4	819,294	6,152	813,142	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	35	53.1	793,185	4,045	789,140	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	33	53.4	805,883	4,320	801,563	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	30	54.0	726,371	1,435	724,936	同上
	大 学 卒	24	52.7	718,850	1,280	717,570	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	59.2	756,218	2,047	754,171	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	332	49.6	696,372	4,289	692,083	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	228	48.4	706,810	2,816	703,994	
	短 大 卒	42	53.0	642,669	4,449	638,220	
	高 校 卒	62	51.7	695,845	9,431	686,414	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	558	49.6	730,110	1,444	728,666	同上
	大 学 卒	432	49.1	737,910	1,079	736,831	
	短 大 卒	46	51.9	676,438	3,419	673,019	
	高 校 卒	80	51.9	705,605	2,891	702,714	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	78	48.9	558,353	22,367	535,986	
	短 大 卒	51	48.6	567,056	23,883	543,173	
	高 校 卒	15	49.0	573,165	648	572,517	
	中 学 卒	12	49.6	498,707	50,961	447,746	
		-	-	-	-	-	
	技術課長代理	218	47.4	590,038	63,639	526,399	同上
	大 学 卒	143	45.2	576,407	55,467	520,940	
	短 大 卒	33	50.4	608,205	96,053	512,152	
	高 校 卒	42	52.6	622,756	66,282	556,474	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	229	47.2	583,945	79,503	504,442	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	164	45.0	580,369	81,808	498,561	
	短 大 卒	21	53.0	550,977	67,465	483,512	
	高 校 卒	44	52.7	613,273	76,851	536,422	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	387	48.3	611,896	68,892	543,004	同上
	大 学 卒	183	46.0	629,378	65,222	564,156	
	短 大 卒	55	47.7	606,513	92,381	514,132	
	高 校 卒	147	51.7	591,352	66,781	524,571	
	中 学 卒	2	44.5	467,168	0	467,168	
	事務主任	126	43.2	462,290	62,438	399,852	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大 学 卒	86	40.5	474,750	68,730	406,020	
	短 大 卒	25	48.8	451,463	33,151	418,312	
	高 校 卒	14	48.6	412,641	71,859	340,782	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	262	42.6	504,981	73,319	431,662	同上
	大 学 卒	119	37.4	491,056	81,363	409,693	
	短 大 卒	52	42.8	464,819	49,418	415,401	
	高 校 卒	91	50.3	553,245	77,093	476,152	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	652	39.8	433,549	57,839	375,710	
	大 学 卒	349	35.5	443,646	62,702	380,944	
	短 大 卒	118	44.5	419,425	50,798	368,627	
	高 校 卒	183	44.6	425,617	53,789	371,828	
	中 学 卒	2	37.8	224,465	337	224,128	
	技術係員	795	41.5	551,383	53,101	498,282	
	大 学 卒	440	41.9	586,635	46,349	540,286	
	短 大 卒	129	35.4	471,628	76,001	395,627	
	高 校 卒	225	44.9	463,719	63,800	399,919	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	51.8	1,072,348	47,704	1,024,644	
	短 大 卒	3	51.8	1,072,348	47,704	1,024,644	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工場長	7	55.4	1,009,642	3,472	1,006,170	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	55.4	1,009,642	3,472	1,006,170	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	40	54.6	865,438	7,238	858,200	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級専 門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	32	53.9	891,193	8,798	882,395	
	短 大 卒	2	59.5	931,554	4,312	927,242	
	高 校 卒	6	56.1	695,470	0	695,470	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	103	53.7	874,523	3,973	870,550	同上
	大 学 卒	91	53.4	879,309	3,532	875,777	
	短 大 卒	5	55.6	773,841	90	773,751	
	高 校 卒	7	56.2	872,070	11,455	860,615	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	31	53.2	803,943	4,866	799,077	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	30	53.1	800,031	4,995	795,036	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	26	53.9	735,504	1,775	733,729	同上
	大 学 卒	21	52.6	729,833	1,561	728,272	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	59.2	759,723	2,687	757,036	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	272	49.6	750,670	2,864	747,806	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	194	48.5	743,534	3,158	740,376	
	短 大 卒	32	54.6	692,215	410	691,805	
	高 校 卒	46	50.7	822,207	3,368	818,839	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	486	49.5	744,683	1,050	743,633	同上
	大 学 卒	398	49.0	745,896	799	745,097	
	短 大 卒	32	50.9	701,223	2,555	698,668	
	高 校 卒	56	53.7	757,287	2,573	754,714	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	60	50.1	606,788	17,553	589,235	
	短 大 卒	42	49.0	601,032	19,066	581,966	
	高 校 卒	12	51.4	611,064	799	610,265	
	中 学 卒	6	55.5	640,190	61,335	578,855	
		-	-	-	-	-	
	技術課長代理	208	47.4	594,543	65,116	529,427	同上
	大 学 卒	138	45.2	579,338	56,048	523,290	
	短 大 卒	32	50.3	610,440	98,844	511,596	
	高 校 卒	38	52.8	636,919	69,991	566,928	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	190	47.9	618,241	83,127	535,114	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	138	45.9	612,456	85,406	527,050	
	短 大 卒	14	53.2	594,919	85,110	509,809	
	高 校 卒	38	53.4	647,181	74,277	572,904	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	352	48.4	627,797	70,344	557,453	同上
	大 学 卒	168	46.1	644,481	67,736	576,745	
	短 大 卒	48	47.2	632,623	98,034	534,589	
	高 校 卒	134	51.8	604,885	66,028	538,857	
	中 学 卒	2	44.5	467,168	0	467,168	
	事務主任	75	44.6	524,377	74,493	449,884	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大 学 卒	53	42.9	539,255	89,661	449,594	
	短 大 卒	17	49.7	490,836	36,413	454,423	
	高 校 卒	5	41.8	499,244	65,319	433,925	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	218	42.9	527,334	77,329	450,005	同上
	大 学 卒	89	36.8	520,931	89,115	431,816	
	短 大 卒	50	42.9	469,058	50,084	418,974	
	高 校 卒	79	51.4	579,797	81,361	498,436	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	448	40.5	479,369	67,119	412,250	
	大 学 卒	243	36.4	493,616	74,630	418,986	
	短 大 卒	78	45.1	464,068	60,584	403,484	
	高 校 卒	126	45.2	463,771	57,660	406,111	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係員	627	41.9	566,900	53,663	513,237	
	大 学 卒	338	42.3	602,644	46,471	556,173	
	短 大 卒	114	35.0	478,098	77,965	400,133	
	高 校 卒	174	46.0	479,056	65,700	413,356	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級専 門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部長	16	49.8	570,288	0	570,288	
	大 学 卒	10	49.3	591,907	0	591,907	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	50.7	481,422	0	481,422	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	20	52.7	744,651	79	744,572	
	大 学 卒	11	54.7	713,014	144	712,870	
	短 大 卒	3	50.5	833,800	0	833,800	前記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	高 校 卒	6	50.2	758,073	0	758,073	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	4	52.5	740,175	0	740,175	同上
	大 学 卒	3	55.2	843,333	0	843,333	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上
	技術部次長	4	54.8	687,860	0	687,860	
	大 学 卒	3	53.2	668,813	0	668,813	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	60	49.9	506,166	9,278	496,888	
	大 学 卒	34	48.3	545,304	1,310	543,994	
	短 大 卒	10	49.1	517,975	14,613	503,362	同上
	高 校 卒	16	53.7	415,607	22,876	392,731	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	72	50.3	604,613	4,837	599,776	
	大 学 卒	34	50.4	612,988	5,465	607,523	同上
	短 大 卒	14	54.1	620,969	5,355	615,614	
	高 校 卒	24	47.9	583,208	3,646	579,562	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大 学 卒	18	45.5	429,967	35,128	394,839	
	短 大 卒	9	47.4	448,986	40,624	408,362	
	高 校 卒	3	39.2	413,116	9	413,107	
	中 学 卒	6	45.8	409,865	44,446	365,419	
		-	-	-	-	-	
	技術課長代理	10	48.3	488,508	30,353	458,155	同上
	大 学 卒	5	46.5	488,454	38,034	450,420	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	49.7	477,884	28,341	449,543	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	39	44.6	452,280	65,589	386,691	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	26	41.4	446,356	66,781	379,575	
	短 大 卒	7	52.6	483,431	40,343	443,088	
	高 校 卒	6	49.2	441,606	89,878	351,728	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	35	47.7	428,902	52,179	376,723	同上
	大 学 卒	15	43.9	412,818	29,173	383,645	
	短 大 卒	7	50.7	433,688	54,966	378,722	
	高 校 卒	13	50.3	443,398	75,007	368,391	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	51	41.6	387,455	47,908	339,547	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大 学 卒	33	37.3	392,780	42,131	350,649	
	短 大 卒	8	47.1	373,685	26,706	346,979	
	高 校 卒	9	51.4	376,725	74,570	302,155	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	44	41.0	374,650	49,939	324,711	同上
	大 学 卒	30	40.0	378,031	52,033	325,998	
	短 大 卒	2	40.5	329,177	28,108	301,069	
	高 校 卒	12	43.5	373,454	48,195	325,259	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	204	37.8	313,211	33,467	279,744	
	大 学 卒	106	33.2	308,972	30,554	278,418	
	短 大 卒	40	43.2	316,492	28,236	288,256	
	高 校 卒	57	42.8	320,533	43,130	277,403	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係員	168	37.0	356,613	46,047	310,566	
	大 学 卒	102	35.8	354,071	44,576	309,495	
	短 大 卒	15	43.0	343,009	36,969	306,040	
	高 校 卒	51	37.6	365,717	51,657	314,060	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 事務・技術関係以外職種 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	*	*	*	*	*	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	4	45.5	502,613	0	502,613	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	7	38.2	487,061	89,860	397,201	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	5	31.3	331,192	43,977	287,215	
	研究補助員	2	31.5	258,731	17,253	241,478	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	人	歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副院長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあると きの職務代行者
	医科長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医師	5	51.7	1,429,188	57,000	1,372,188	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	3	50.8	587,577	0	587,577	
	診療放射線技師	10	42.2	426,522	25,998	400,524	
	臨床検査技師	4	47.5	382,132	14,084	368,048	
	栄養士	11	43.1	353,588	16,421	337,167	
	理学療法士	28	35.3	395,798	37,866	357,932	
	作業療法士	25	41.0	351,365	19,835	331,530	
	総看護師長	2	59.5	707,532	0	707,532	部下に看護師長5人以上
	看護師長	50	50.7	512,536	10,370	502,166	部下に看護師又は准看護師5 人以上
	看護師	88	45.1	407,843	17,427	390,416	
	准看護師	42	46.0	341,433	31,574	309,859	

(注) 教育関係職種及び海事関係職種については、対象となる事業所が少ないため、記載を省略した。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部長級		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
54.5 %	45.5 %	53.5 %	46.5 %	59.3 %	40.7 %

第11表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	67.5%	71.9%	

(注1) 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

(注2) 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	79.2%	(3.7%)	(64.1%)	(4.9%)	(27.3%)	(0.0%)	

(注1) 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

(注2) 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第12表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	61.7%
支給しない	38.3%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の的中位階層	22,000円以上23,000円未満

3 その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

(1) 賃金構造基本統計調査に基づく民間給与調査

○ 調査の目的と時期

この調査は、民間給与の状況を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、令和5年から令和7年における堺市内の民間給与等の実態を調査したものである。調査は、令和5年分から令和7年分の3年分を対象とした。なお、賃金構造基本統計調査の調査票情報は、各年6月の調査内容が翌年3月に公表された後に利用可能となるものである。

○ 調査の範囲

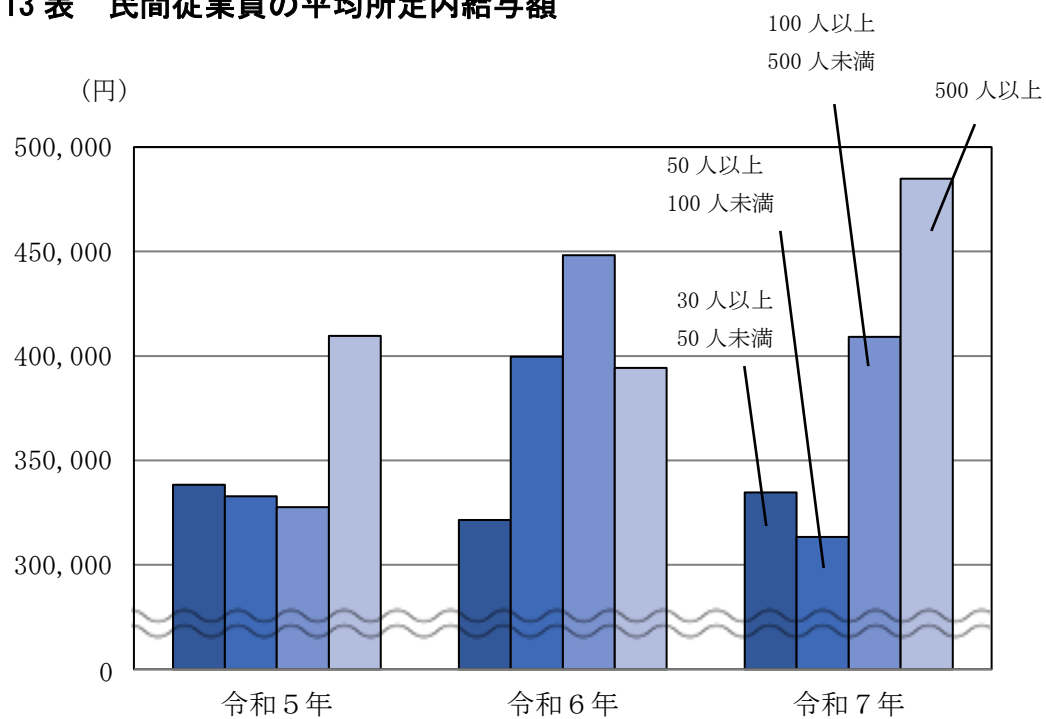
<調査対象>

- ・事業所：全産業の企業規模が常用労働者数30人以上で、かつ、事業所規模が正社員・正職員30人以上の本市内の民間事業所
- ・役職段階：部長級、課長級、係長級、非役職者の4段階

<調査対象外とする職種等>

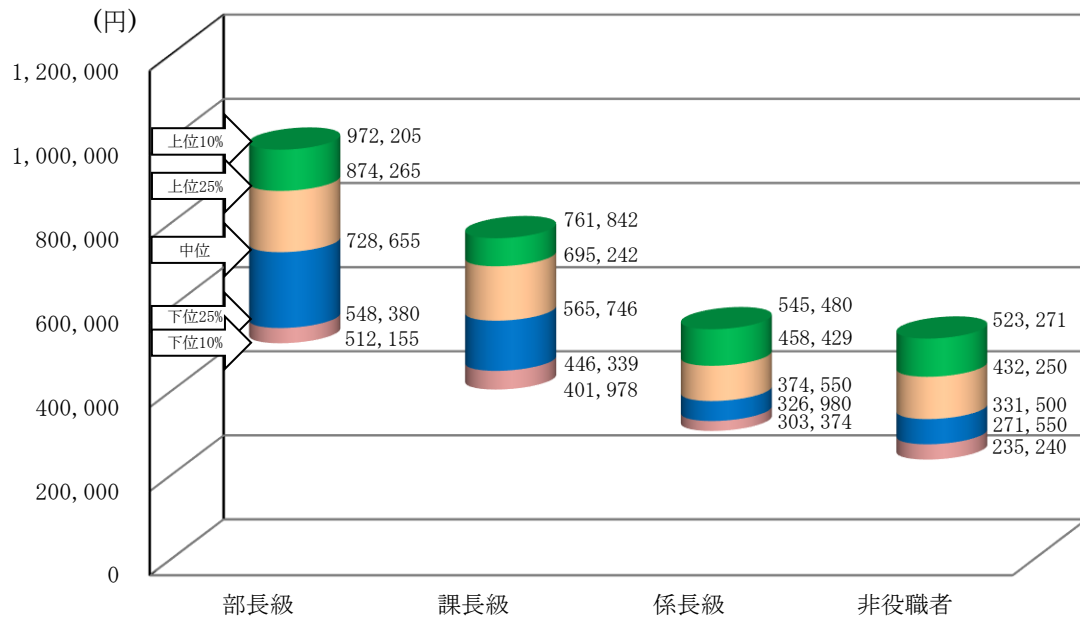
- ・区分：臨時労働者、正社員・正職員以外、雇用期間の定めあり、短時間労働者
- ・職種：生産労働者、専門的・技術的関連職業従事者

第 13 表 民間従業員の平均所定内給与額



(注) 事業所規模は、事業所の正社員・正職員の人数による。

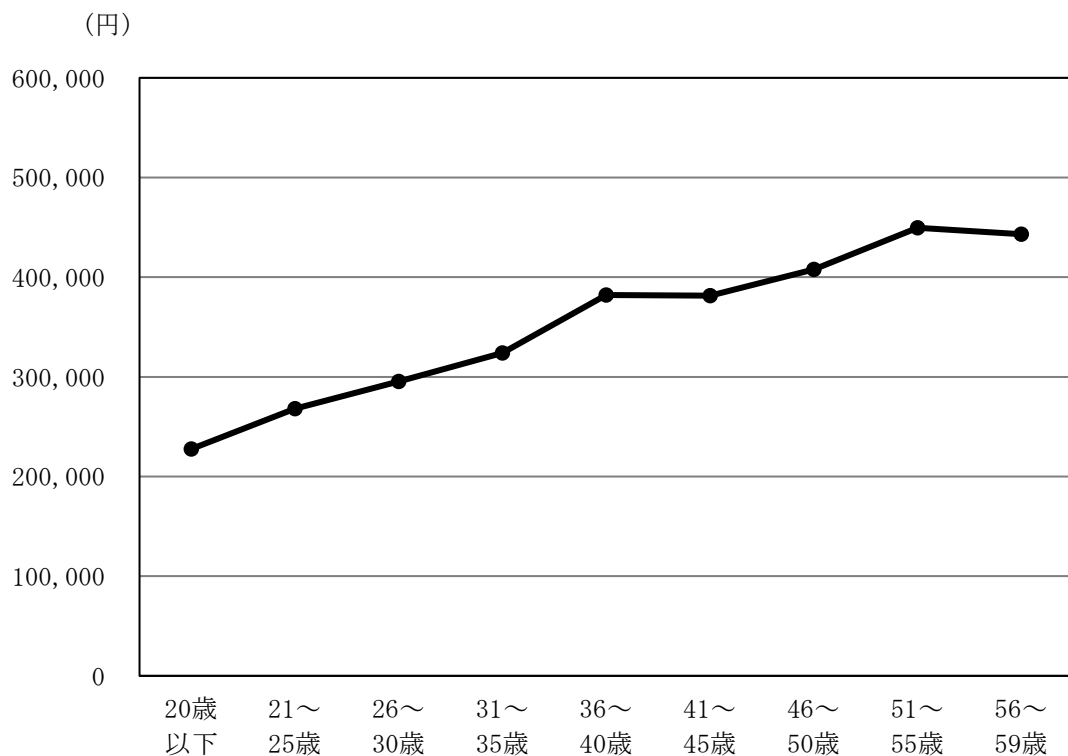
第 14 表 民間従業員の所定内給与額の分布状況



(注 1) 集計対象となる事業所の企業規模は、常用労働者 30 人以上である。令和 5 年から令和 7 年までの 3 年間の調査データで算出した。

(注 2) 上位 10%は、高い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。上位 25%は、高い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。中位は、中央値。下位 25%は、低い方から数えて全体の 4 分の 1 番目に該当する者の給与額。下位 10%は、低い方から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者の給与額。

第 15 表 民間従業員の年齢区分別平均所定内給与額



(2) 生計費

令和 8 年 4 月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

○ 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の家計調査等の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食 料 費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑 費 I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

○ 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の令和 8 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 16 表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 8 年 4 月：堺市）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	28,550	51,160	63,290	75,430	87,570
住 居 関 係 費	59,990	77,720	67,020	56,340	45,650
被 服 ・ 履 物 費	4,160	4,610	6,440	8,260	10,090
雑 費 I	26,080	32,660	45,260	57,860	70,460
雑 費 II	21,470	41,420	48,420	55,420	62,420
計	140,250	207,570	230,430	253,310	276,190

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 10 月発行

編集・発行 堺市人事委員会

〒590 - 0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072 - 228 - 7449

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1 - C 5 - 2 6 - 0 1 9 3

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、月例給、期末手当・勤勉手当について、引上げ改定することが必要と判断しました。なお、月例給、特別給ともに引上げの勧告を行うのは、5年連続となりました。

適正な給与の確保は、職員が安心して職務に専念するための重要な基盤です。同時に、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、職員それぞれがその力を存分に発揮できるようにしていくことも、これからの市政運営に欠かせません。

本年7月に発生した「令和8年熊本地震」では甚大な被害が生じ、今なお復旧・復興に向けた取組が続いています。こうした頻発化・激甚化する自然災害に加え、人口減少や高齢化の進行に伴う地域課題、生成AIを始めとするデジタル技術の急速な進展など、行政課題の一層の複雑化・多様化に対応し、持続可能で魅力ある地域社会を実現するためには、優秀な人材の確保と定着が本市にとって重要な課題です。

加えて、職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮する人材マネジメントの取組や、長時間労働の是正をはじめとした心身ともに健やかに働ける職場環境の整備が極めて重要です。職員の皆様におかれましては、互いの意見を認め尊重し合う心理的安全性を備えた職場風土の中、柔軟な発想力と変革への行動力で挑み、活気ある組織の一員として活躍されることを期待します。

一方、職員とりわけ教職員の不祥事による懲戒処分事案が後を絶たないことは、極めて遺憾であります。不祥事を根絶させるために、全体の奉仕者として常に厳しく自らを律して服務規律を遵守し、高い倫理観と使命感に基づいて、引き続きその職務に精励されることを切に望みます。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和8年10月2日

堺市人事委員会

委員長 島田 睦史